

建築工事の手引き (共通編)

「建築工事の手引き」は次の構成・内容としています。

共通編： 建築・電気・機械共通事項＋共通様式

建築編： 建築特記事項＋建築様式

電気設備編： 電気設備特記事項＋電気設備様式

機械設備編： 機械設備特記事項＋機械設備様式

建築工事には「共通編＋建築編」、

電気設備・昇降機・受変電・構内交換機設備及び電波障害防除工事には

「共通編＋電気設備編」、

機械設備・受水槽・浄化槽設備・ガス工事には「共通編＋機械設備編」

を適用します。

令和8年4月

福岡県建築都市部
営繕設備課・県営住宅課

目次

はじめに	1 P
I 監督員からの指示事項	
1. 工事請負契約関連	2 P
(1) 提出書類	
(2) 契約工期	
(3) 火災保険の対象金額、加入時期・期間等	
(4) 建設副産物の再資源化施設	
(5) 建設発生土の搬出先	
(6) 工事実績情報の登録（コリンズ）	
(7) 監督員が確認する契約書類	
(8) 総合評価方式一般競争入札により契約した工事	
2. 工事関連	
(1) 一般事項	5 P
①工事現場の安全衛生管理	
②総合定例会議・定例会議	
③打ち合わせ事項の徹底	
④質 疑	
⑤官公署への手続き	
⑥標準仕様書・工事監理指針等の備付け	
⑦工事報告書の作成	
⑧設計変更（物価スライドを除く）	
⑨工事成績評定	
⑩設計データの貸与	
(2) 準備段階	8 P
①実施工程表の早期提出	
②総合施工計画書の作成	
③事前の調査、確認等	
④工事現場表示看板等の設置	
(3) 施 工	10 P
①施工計画書の作成	
②総合図の重要性	
③施工図等の作成	
④建設副産物の処理計画等	
⑤建設発生土の搬出計画等	
⑥材料の品質、試験等	
⑦同等品の取り扱い	
⑧資材の選定	
⑨工事写真の重要性	
⑩軽微な変更説明書作成（建築物省エネ法）	
(4) 検査・承諾等を要する工程等	14 P
①検査を行う工程等	
②承諾・確認等を要する工程	
③検査・確認の立会者について	
3. 引渡し、竣工後の対応	16 P
(1) 竣工図書の作成	
(2) 完成図の作成	
(3) 電子データの作成	
(4) 施設管理者・工事原課への引き渡し	
(5) 契約不適合及び竣工後の調査	
4. 周辺対策	19 P
(1) 周辺環境への配慮	
(2) 周辺からの苦情等への対応	
(3) 工事説明会等	
II 特に留意すべき事項	20 P
1. 総合図の作成（例示）	
2. 工事写真の撮り方	
3. 竣工検査	
(1) 事前に提出する書類	
(2) 事前の検査等	
(3) 竣工検査	
①竣工図書	
②竣工検査時の対応	
③電子による竣工検査（書類検査）及び竣工図書の納品について	
III 様式リスト	26 P
（別紙1）工事現場表示看板の概要	28 P
（別紙2-1）竣工図書の区分と必要書類等	29 P
（別紙2-2）完成図等作成要領	30 P
（別紙2-3）電子データ作成要領	31 P
（別紙3-1）工事説明会の案内（例示）	35 P
（別紙3-2）工事説明事項（例示）	36 P
（別紙3-3）工事説明会の議事要旨（例示）	37 P
（別紙4）申請書類提出一覧	38 P
（別紙5）建設副産物処理計画（変更）・結果報告作成時における注意事項	40 P
（別紙6）出来形検査における準備資料（記入例）	41 P
（別紙7）検査・確認 一覧	42 P
（別紙8）営繕工事写真撮影要領	43 P

はじめに

この「建築工事の手引き」は、受注者の皆様が工事請負契約に基づいて実施する公共建築の施工に際し、工事期間中及び竣工後に、公共工事として必要になる作業や書類作成等について、工事監理者及び監督員の立場から、受注者の皆様方にお問い合わせ又は指示するものとして作成しています。

福岡県が発注する新築・増築及び改修等の工事を対象として、次の構成としています。

共通編：建築・電気設備及び機械設備等の工事に共通して適用

建築編：建築工事に適用

電気設備編：電気設備・昇降機設備・受変電設備・構内交換機設備及び電波障害防除工事に適用

機械設備編：機械設備・受水槽設備及び浄化槽工事に適用

建築工事は「共通編＋建築工事編」、電気・機械設備工事は「共通編＋電気・機械設備工事編」を適用することになります。

これらに記載のないことも当然あり得ますが、この場合は「監督員との協議」を原則とします。

建築工事は、その発意から基本構想、基本・実施設計の一連の作業を経た「最終の実現の段階」です。

工事監理・監督においても、受注者の皆様方と一体となって質の高い公共建築の実現を目指していますが、品質の確保には、耐久性の向上、施工性の向上、維持管理の容易性、環境への負荷の軽減への配慮など受注者の皆様方の豊富な施工経験と優れた技術が欠かせません。

受注者の皆様方には、無事故で、質の高い公共建築の実現のためご尽力していただくと共に、適正な工事監理・監督にご理解とご協力をお願いします。

なお、工事の内容に応じて、次の「専門工事の手引き」を併せて適用します。

専門工事の手引き：解体工事の手引き

黒板、畳・襖工事の手引き

植栽工事の手引き

I 監督員からの指示事項

1. 工事請負契約関連

(1) 提出書類

工事請負契約上の必要な書類の様式、提出先等は次表のとおり。

なお、必要な書類については、契約担当部署（建築都市総務課契約室）の指示を優先する。

	必要な書類	様式	提出先	備考
工事請負契約時	工事工程表	契-1	契約室 (監督員)	工事請負契約書を契約室から受領する際に必要となる。「現場代理人及び主任技術者等の届け」は、変更があった場合はその都度提出を要す。
	請負代金内訳書（法定福利費）			
	現場代理人及び主任技術者等の届け※1	契-2		
	監理技術者証の写し <small>（下請け金額の合計が5,000（建築一式8,000）万円以上の工事が対象）</small>			
	建設業退職金共済組合証紙購入状況等報告書※2			
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定による説明書	共-24	設計担当	対象工事のみ
手続き後直ちに	施工体制台帳・再下請通知書・施工体系図	※3	監督員	契約時、変更時及び竣工時に提出 ※4参照
	火災保険証原本の写し		契約室	対象金額・期間等は、(3)「火災保険の・・・」参照
	法定外労災保険証原本の写し			
	公共工事施工通知書（H0-7-7発行）の写し			対象工事のみ
竣工時	建退共配布状況報告書		契約室	一般競争入札案件のみ
	無技能者吸収証明書（H0-7-7発行）（県指示人数）		契約室	対象工事のみ
	施工体制台帳・再下請通知書・施工体系図	※3	契約室 (監督員)	竣工検査後、監督員の了解を得て、契約室へ提出

※1 請負金額4,500万円（建築一式9,000万円）以上の工事では、専任性が求められる。

※2 建退共については、その趣旨を（下請業者を含めて）作業員等に説明すると共に、共済証紙を対象労働者と就労日数に応じて購入し、確実に貼付すること。

中退共等、他の退職金制度に加入している場合は、その加入証明書を提出すること。

※3 福岡県発注工事用様式 様式1～3

※4 現場事務所に常備し、写しを監督員に提出すること。

変更、追加があった場合はその都度提出すること。

施工体系図については、工事現場に掲示すること。

施工体制台帳（様式1）において社会保険未加入者がある場合は、監督員に報告すること。

なお、社会保険未加入業者を一次下請けとすることはできない。

(2) 契約工期

工事請負契約書に記載の工期は、工事の竣工までの期間（手直し完了検査日を含む）のことである。

なお、受注者の責に帰さない異常気象・天災等により工期を延長せざるを得ない事態が生じた場合は、「工期延長請求書」（様式：契-5）を提出する。この場合、監督員に事前に協議する。

(3) 火災保険の対象金額、加入時期・期間等

火災保険の対象金額、加入時期・期間は現場説明書のとおり。
工期を延長したときは、延長期間に応じて保険期間を延長する。
保険加入後、証書の写しを契約室に提出する。

(4) 建設副産物の再資源化施設

建設リサイクル法対象工事か否かは現場説明書のとおり。
建設リサイクル法対象工事の場合、特定建設資材廃棄物は、工事請負契約書の「別紙」にあらかじめ記載の中間処理施設への持込となる。
記載の施設以外への持込は、工事請負契約の変更が必要となる。
記載の施設以外の施設へ変更する場合は、「解体工事に要する費用等の変更届」（様式：契-9）を監督員に提出する。

(5) 建設発生土の搬出先

発生土を搬出する予定の場合、工事請負契約書で指定した搬出先への持込となる。

(6) 工事実績情報の登録（コリンズ）

公共工事の品質確保の一環として、発注者が監理技術者等の専任性、資格者証の有無等の確認ができるよう受注者が受注時及び竣工時に登録を行う。
登録機関・時期等は、特記仕様書による。

(7) 監督員が確認する契約書類

現場代理人及び主任（監理）技術者等の届け：主任（監理）技術者の専任性の確認（変更時共）
建設業退職金共済組合証紙購入状況等報告書：運用状況の確認（工事期間中適宜、直近の賃金支払い日まで）
施工体制台帳、再下請通知書、施工体系図：内容確認（その都度）
※県外の建設業者を下請負人に選定した場合は、選定理由書（様式：契-10）も提出すること。※二次下請以降は不要
建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表：履行状況の確認（工事完成時）

(8) 総合評価方式一般競争入札により契約した工事

総合評価方式一般競争入札により契約した工事の場合、受注者には、評価に係る事項について履行することが義務付けられている。

①簡易な施工計画

「簡易な施工計画」の内容については、監督員が、施工計画書への反映と工事中の履行状況を確認する。竣工検査（検査員による検査）の対象にもなっているので、履行状況がわかる書類（写真、検査報告書、試験成績書等）を整える。

あらかじめ総合評価における「簡易な施工計画」チェックシート（様式：契-8-1又は契-8-2）を監督員に提出する。

受注者が履行不可能と判断するものについては、事前に監督員と協議する。

県がやむを得ないと判断するものは、「不履行協議書」（様式：契-8-3）及び「不履行確認通知書」（様式：契-8-4）を提出し、不履行承認を受ける。

最終的な履行報告書（様式：契-8-5）を、監督員へ提出する。

※受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合（入札説明書より抜粋）

<p>8 総合評価に関する事項等</p> <p>(4) 評価内容の担保</p> <p>受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合、工事成績評定点の減点(最大10点)を行う。減点数は下記のとおりとする。</p> <p>ア 簡易な施工計画に記載された内容については、履行状況の検査を行う。</p> <p>簡易な施工計画に記載された内容が満足できない場合、1項目ごとに5点減点し、満足できない項目が2項目を超える場合は、指名停止を行う場合がある。</p> <p>イ 配置予定技術者の途中交代が認められた場合で、入札時の「配置予定技術者の技術力」の得点が満足できない場合、5点減点する。</p>

②技術提案

技術提案は、契約（設計）図書と同様の取扱いとなる。（契約図書の一部）

従って、技術提案については、その履行を、施工計画書や施工中の検査・承諾等により監督員が確認する。

※標準型の技術提案の不履行は、基本的に契約不履行の取扱いとなる。

あらかじめ総合評価における「技術提案」チェックシート（様式：契-8-6）を監督員に提出する。

受注者の責によらず技術提案内容の一部変更又は履行が困難と判断するものについては、事前に監督員と協議する。

県がやむを得ないと判断するものは、「技術提案の変更協議書」（様式：契-8-7）及び「技術提案の変更協議確認通知書」（様式：契-8-8）を提出し、承認を受ける。

なお、必要に応じて変更契約が必要となる。

③配置予定技術者の変更

配置予定技術者（監理技術者等）をやむを得ず変更する場合は、入札参加条件を満たすことが最低条件となる。

事前に契約担当者又は監督員及び設計担当と協議する。

※変更した技術者が当初配置予定技術者の得点より低い場合は、工事成績評定の減点の対象となる。

2. 工事関連

(1) 一般事項

①工事現場の安全衛生管理

品質を確保するには良好な作業環境を確保することが欠かせない。

安全対策に関する状況は工事成績評定に影響するので、記録の整備を行うこと。

工事期間中は、安全（現場内外の事故防止）を最優先し、次のことを徹底する。

- ・法令遵守による安全対策
- ・場内での保護具の着用
- ・足場や仮囲いの定期的な点検
- ・建設機械等の安全な取り扱い
- ・場内の整理整頓、清掃、火災防止
- ・安全教育の徹底（特に新規参入者、転落事故、KY活動）
- ・災害防止協議会の開催（1回/月 以上）
- ・工事関係者の交通安全教育
- ・定期的な社内パトロール（社内安全管理責任者によるパトロール）（1回/月 以上）

発注者により指名された総括安全衛生管理義務者は法に定める必要な措置を講じること。また、それ以外の事業者は、総括安全衛生管理義務者が講じる措置に協力すること。

主たる工事受注者は、工事現場全体の統括責任者として、次の書類を作成する。

- ・施工体系図（福岡県発注工事事用様式：様式3）

※監督員へ速やかに提出すること。

※増築・改修工事等の場合、既設部分の諸設備管理者緊急連絡先を含む。

- ・安全点検表（様式：共-25関係）

※地震が発生した場合の報告等

震度4以上の地震の場合、直ちに現場の調査を行い、被害の有無、状況等を確認し、その結果を電話により監督員（監理委託受託者）に速やかに（土日祝日でも）報告すること。

また、被害が確認された場合の報告等については、下記による。

※事故、火災・風水害等が発生した場合の報告等

現場における救助活動、被害の拡大防止策等を最優先することは当然として、監督員（監理委託受託者）への報告等を遅滞なく次により行う。

- ・速報として電話により監督員（監理委託受託者）に直ちに（土日祝日でも）報告し、できるだけ早期に設計担当・施設管理者へ報告書（第一報）（様式：共-21）を提出
- ・第二報以降の情報も、監督員（監理委託受託者）に報告すること（受注者様式）
- ・最終的に設計担当・施設管理者と協議のうえ、知事あてに報告書（受注者様式）を提出

②総合定例会議・定例会議

イ 総合定例会議

(原則月1回、発注者・施設管理者・設計担当課・監理委託受託者・監督員及び受注者)

総合定例会議が必要な場合は、次により行う。

毎月第〇 〇曜日 〇時から行う。

進行は監督員が行い、原則として、建築工事受注者が会議資料の準備と記録を行う。

準備する資料： 総合定例会議次第 (様式：共-3-1)

総合定例会議出席者名簿 (様式：共-3-2)

(前回の) 総合定例会議議事録 (様式：共-3-3)

(直近の) 定例会議議事録 (説明は不要)

月間工程表 (全体工程、受注者様式、ネットワーク工程を標準とする)

ロ 定例会議

(原則週1回、監理委託受託者・監督員・受注者及び必要により施設管理者)

毎週〇曜日 〇時から行う。

進行は監督員が行い、原則として、建築工事受注者が会議資料の準備と記録を行う。

準備する資料： 定例会議次第 (様式：共-4-1)

定例会議出席者名簿 (様式：共-4-3)

(前回の) 定例会議議事録 (様式：共-4-4)

週間工程表 (3週工程、受注者様式又は様式：共-4-2)

質疑回答書 (様式：共-5)

検査、立会事項の報告書 (当該週分)

※総合定例会議の開催の有無は工事内容によるものとし、監督員の指示による。

※総合定例会議は定例会議と同時開催とし、第〇回総合定例会議 (第△回定例会議) として扱う。

※建築・設備 (電気、機械設備) 工事が分離発注の場合、総合定例会議・定例会議の資料一式は、建築工事の受注者が設備工事分もとりのうえ作成する。

※同一敷地内に複数工区がある場合においても、総合定例会議・定例会議は全工区合わせて行う。

また、関連する各受注者間で同一の議事録を共有しておくこと。

③打ち合わせ事項の徹底

受注者は、総合定例会議、定例会議等の内容について、下請け業者等へ周知徹底する。

④質疑

質疑は文書 (様式：共-5) で行い、緊急の場合を除き、直近の定例会議に提出する。

口頭・電話等で行った質疑についても文書化し、同様とする。

施設管理者等と直接の協議の必要が生じた場合でも、監督員 (監理委託受託者) を介して行う。

やむを得ない場合は、必ず事後報告する。

なお、質疑の提出及び回答状況を把握するため、質疑回答書管理表 (様式：共-5-2) を適宜作成すること。

⑤官公署への手続き

工事の施工に必要な官公署への手続きは、受注者が行う（別紙4参照）。

官公署届出一覧表（様式：共-6）は、監督員の指示に従い、関連工事でまとめて一部作成すること。

事前に、官公署届出一覧表及び提出予定の書類を発注者又は監督員に提出すること。

届出に発注者の公印を要する場合は、県内部の決裁に要する時間をみておくこと。

解体や改修工事が含まれる場合は、必ず「解体等工事に係る事前調査説明書面」^{※1}を作成し、当該作業着手前までに石綿使用の有無に関して発注者へ説明すること。

※1 下記環境省HPから「解体等工事に係る事前調査説明書面」をダウンロードしてください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

さらに、このうち「80㎡以上の解体」又は「100万円以上の改修」の場合は有資格者による事前調査を行い、「石綿事前調査結果報告システム」を利用して所管労働基準監督署及び所管行政庁に「石綿事前調査結果報告」を行うこと。

⑥標準仕様書・工事監理指針等の備付け

特記仕様書に定める標準・共通仕様書、工事監理の基本となる工事の内容に見合った公共工事標準仕様書及び工事監理指針等を十分に理解すると共に、現場事務所に必ず備え付ける（仕様書、指針等は設計図書を確認のうえ最新版使用のこと）。

標準仕様書等： 公共建築工事標準仕様書（建築、電気・機械設備の各工事編）

（（一社）公共建築協会編集・発行）

公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気・機械設備の各工事編）（同編集・発行）

公共建築木造工事標準仕様書（同編集・発行）

建築物解体工事共通仕様書・同解説（同編集・発行）

公共住宅建設工事共通仕様書（公共住宅事業者等連絡協議会編）

工事監理指針等： 建築（改修）工事監理指針（上巻・下巻、（一社）公共建築協会編集・発行）

電気（機械）設備工事監理指針（同編集・発行）

営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

（平成29年3月、国土交通省官庁営繕部）

⑦工事報告書の作成

請負工事費が9千万円以上及び監理委託を行っている物件は、工事報告書（様式：共-17-1～4）を作成し、翌月の早期に監督員（監理委託した場合は監理委託受託者）に電子データ又は紙で1部提出する。

なお、進捗状況の判る全景及び工程写真（撮影年月日、施工部位を明記）を、数枚にまとめ^{※1}添付する。

※1 外観・内部各2枚程度

請負工事費が9千万円未満かつ工事監理業務委託を行っていない物件は、工事報告書（様式：共-17-5、共-17-4）を作成し、翌月の早期に監督員に電子データ又は紙で1部提出する。

⑨設計変更（物価スライドを除く）

イ 設計変更

特殊基礎工事、土工事（地中障害物等）等設計時に想定できなかった理由による変更が生じた場合は、設計担当との協議を行い設計変更を行う。

ロ 軽微な変更

設計変更以外の施工上の納まり等軽微な変更は、原則として請負金額の変更はしない。
この場合は、次により取り扱う。

変更箇所の把握：「変更箇所一覧表」（様式：共-14）の作成と、図面の朱書き訂正。

変更額の算定：変更箇所（額の変更を伴う箇所のみ）毎に変更額を算定。

算定は、原則として「受注者が算出した数量×設計単価」。

変更額の管理：変更額の積み上げは、最終的に±0を目標とする。

⑩工事成績評定

福岡県では、250万円以上の工事について、「工事成績評定」を行っている。

検査員・監督員等が、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等について評価する制度。

評価（考査）項目、方法は概ね次のとおり。

施工体制：施工体制一般、配置技術者（加減点評価）

施工状況：施工管理、工程管理、安全対策、対外関係（加減点評価）

出来形及び出来栄え：出来形、品質、出来栄え（加減点評価）

高度技術：高度技術力（特に優れた技術等を評価）（加減点評価）

創意工夫：創意工夫（特に優れた技術等を評価）（加減点評価）

社会性等：地域への貢献度（加減点評価）

法令遵守等：（減点評価）

評定は、県の入札参加資格者の主観点数に反映される。

⑩設計データの貸与

総合図及び施工図作成のための設計データは、当該工事の現場での使用に限り、かつ必要なデータに限り貸与が可能。設計担当者にその旨申し出る。

誓約書（様式：共-22）提出を条件に工事期間中貸与。

(2) 準備段階

①実施工程表の早期提出

建築工事受注者は、早期に、設備工事受注者と協議し、設備工事を含む実施工程表を作成し、監督員に提出し承諾を得る。また同時に施設管理者への説明も行うこと。

工程表には、総合図・施工図の作成工程、検査、各種届出等を盛り込む。

②総合施工計画書の作成

施工計画書は、受注者が当該工事で実際に施工することを具体的な文書にし、そのとおりに施工すると約束したもの。

施工に先立ち、工事の全般的な進め方として管理方針と品質管理目標及び重要管理事項、安全計画を含めた総合仮設、主要工事の施工方法、検査・確認の方法等の大要を定めた総合的な計画書を作成することが望ましい。

工事関係者に理解させ、工事が円滑に進捗することに役立てる。

なお、総合仮設計画書は必ず作成する。

※施設管理者が居る場合、仮設計画は図面のみではなく、現地の立会いを原則とする。

※記載すべき内容（例示）

受注者の組織、下請発注計画、施工体制、総合仮設計画、災害防止出入口の管理、緊急時の連絡方法、施工計画書の作成区分その他

③事前の調査、確認等

改修・改造工事、解体・改修・改造を伴う工事の場合には、事前に、アスベスト含有物、水銀使用製品、PCB使用機器、フロン使用機器等の有無について調査を行い、監督員に結果を報告する。照明器具の撤去、処分を行う場合にはPCBが使用されていないかを必ず確認し、該当する場合には以下の内容に十分留意し、保管及び引渡し等については監督員と協議の上、適切な対応を取ること。また、該当しない場合でも、製造番号や個数を列挙し、それらすべてについて製造業者の証明書、写真等により明確にすること。

- ・「解体対象物の調査結果報告書」（様式：共-10-1）により報告。
 - ・ポリ塩化ビフェニル（PCB）使用機器については、電気事業法電気関係報告規則第4条、表第17号の2の規程による届出（様式第2）を行う（様式第2は、経済産業省HPよりダウンロードすること）。
- 併せて、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に関する報告書」（様式：共-10-2）を作成。
- ・廃フロン類が発生した場合は、「フロン回収証明書」（様式：共-10-3）が必要。

これらの調査の必要性については、原則として設計図書の定めによる。

増築・改修工事及びこれらを伴う工事の場合には、取り合い部分、既存の配管・配線及び地中埋設配管等について十分に調査し、工事に支障がないこと等をあらかじめ確認する。

工事の内容により、工事現場周辺の道路、建物、工作物等の着工前の状況を写真撮影しておく。

④工事現場表示看板等の設置

工事現場には、工事名、工期、設計・工事監理及び施工の各者を明示した看板を設置する。

看板は、仮囲い出入口付近等の見やすい位置に堅固に取り付ける。

なお、看板の仕様等については別紙1を参照し、監督員の承諾を得たうえで設置する。

仮囲いを設置しない場合は、施設管理者等と協議し、見やすい位置に許可を得て設置し、竣工検査後は速やかに撤去し、必要な場合は原形復旧する。

※その他法令、設計図書等により必要となる掲示物

- ・建設業許可を受けたことを示す標識
- ・建築基準法の確認済の表示
- ・労災保険関係成立票
- ・施工体系図（最新のもの）
- ・緊急時の連絡先
- ・建設業退職金共済に係る掲示
- ・大気汚染防止法施行規則及び石綿障害予防規則に係る掲示（建築物等の解体等の作業に関するお知らせ）
- ・資源有効利用促進法に係る掲示（再生資源利用〔促進〕計画書）

(3) 施 工

①施工計画書の作成

施工計画書は、一工事の施工の着手前に（総合施工計画書に基づいて）工事別の施工計画を定めたものであり、施工要領書と呼ばれるものを含む。

原則として設計図書と相違があってはならないし、また、個別工事について具体的に検討することなく、どの工事にも便宜的に作成されたものでないことが必要。

作成は、原則として全工種とする。

ただし、軽微なものについては監督員（監理委託受託者）の承諾を得て省略できる。

事前に、施工計画書・施工図提出一覧表（様式：共-12）を提出する。

※簡易な施工計画、標準型の技術提案についても遺漏がないよう盛り込む。

②総合図の重要性

県が発注する工事は、大きくは建築・電気設備及び機械設備で分離発注しているため、品質の確保には、分離発注された工事の各受注者の意思疎通が欠かせない。

総合図は、各受注者がそれぞれの工事の施工図を作成するための基本図面として、施工図作成前に建築工事受注者が主体となって作成する図面。

意匠・構造・設備の各設計図に分散している情報を一元化し、工事相互の関係を総合的に確認・把握するために重要な図面。

新築工事においては、単純な用途の建築物（倉庫等）を除き、原則として作成する。

建築工事受注者が元図を作成、設備工事受注者が設備情報を書込み、調整・修正し完成する。

作成は、工事工程に合わせ階毎に作成する。

発注者・施設管理者等の最終の意思確認が必要な場合（監督員が指示する）、あらかじめ意思確認に要する期間を想定した作成スケジュールとする。

※総合図作成の工程は、実施工程表に明示する。

※作成の手順は、Ⅱ-1「総合図の作成（例示）」を参照。

③施工図等の作成

設計図書は、そのままでは施工や製作には不十分な場合があるので、工事に際しては施工図、詳細図、原寸図等を作成する必要がある。

必要部分について、施工性、耐久性、維持管理の容易性、将来対応等を十分検討して作成し、監督員（監理委託受託者）の承諾を得る。

事前に、施工計画書・施工図提出一覧表（様式：共-12）を監督員（監理委託受託者）に提出する（施工図作成の工程は、実施工程表に明示すること）。

④建設副産物の処理計画等

「建設副産物の処理計画」（様式：共-7-1,7-2）を早期に作成し、監督員（監理委託受託者）の承諾を得る。また作成時の注意事項については、（別紙5）を参照すること。

事後に、「建設副産物の処理報告」(様式:共-8-1~8-5)が必要になるので、順次整理しておく。

現場内で発生する建設副産物は、品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。

建設副産物の再資源化施設については、I-1-(4)を参照すること。

※解体、改修を伴う工事の場合は、I-2-(2)-③の項参照

⑤建設発生土の搬出計画等

発生土を場外へ持ち出す場合は、「建設発生土処分地確認書」(様式:共-11)を提出する。

建設発生土の搬出先については、I-1-(5)を参照すること。

⑥材料の品質、試験等

イ 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する「新品」とする。

ロ 使用する材料が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督員(監理委託受託者)に提出する。ただし、JIS又はJASマーク表示のある材料を使用する場合、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

ハ 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。

ニ 試験は、原則として監督員(監理委託受託者)の立会を受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

ホ 内外装等仕上げ材料、仕上材料に取り付く設備器具等の色・柄等は、見本品、カタログを提出する。決定に関しては施設管理者、設計担当者と協議し、監督員(監理委託受託者)の承諾を得る。

⑦同等品の取り扱い

設計図書指示以外の製品を使用する場合は、その製品の見本品、カタログ、試験成績書、施工実績書、価格表を監督員(監理委託受託者)に提出し承諾を得る。

この場合、承諾までに時間を要することがあるので注意する。

⑧資材の選定

工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの(以下「県産資材」という)の使用に努める。県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業からの調達に努める。

イ 主要資材については、発注前に「主要資材発注一覧」(様式:共-13-1)を提出し、監督員(監理委託受託者)の承諾を得る。県産資材を使用しない場合は、「県産資材不使用理由書」(様式:共-13-2)を監督員に提出する。

なお、竣工時に現場又は工事写真で数量の確認ができない資材については、出荷証明書を竣工図書に添付すること。

※主要資材（例示）

建築：杭、鉄筋、鉄骨、コンクリート、建具、防水、仕上げユニット器具類、
雨水配水管・柵類、舗装材、その他

電気設備：配電線管、電線、分電盤、機械・器具類、その他

機械設備：給排水管、機械・器具類、柵類、その他

※「県産資材不使用理由書」の対象となる主要資材（下記品目に限る。設備工事資材は対象外。）

建築：生コン、木製什器、木製建具、畳、襖、コンクリート2次製品、購入土、砂、
砂利、砕石、再生クラッシャーラン、アスファルト舗装材

□ 木材・木材製品については、合法性や持続可能性が証明されたものの優先利用に努める。

ハ 福岡県の森林の循環利用を図ることにより、健全な森林の整備に資することを目的に、原則として、杉・ヒノキについては県産木材を使用すること。

また、小径丸太材については、原則として（県産）間伐材等を使用すること。ただし、県内の市場等において資材の調達が不可能な場合等やむを得ない理由がある場合は、「県産資材不使用理由書」を監督員に提出すること。

※県産木材証明制度

県産木材を発注（使用）した場合、納品時に証明書を添付・発行する制度。

県産木材の種類	取扱事業者等	証明書発行者
県内で生産されたスギ・ヒノキ等の素材	取扱事業者 （県内の森林組合等）	福岡県産木材供給連絡協議会 （事務局：福岡県森林組合連合会）
上記素材を県内で加工した製材品	福岡県産木材認証事業者 （県内の素材・製材業者等）	福岡県産木材認証事業者 （県内の素材・製材業者等）

取扱事業者等の問合せ先

福岡県森林組合連合会：福岡市中央区天神3-10-25 TEL 092-721-2171

（一社）福岡県木材組合連合会：福岡市中央区天神3-10-27 TEL 092-714-2061

二 設計図書に記載されたリサイクル製品使用の承諾に際しては、認定書の写しを添付する。

なお、やむを得ない理由により使用できない場合は、「認定リサイクル製品不使用理由書」（様式：共-23）を監督員に提出する。

ホ 緑化を目的として樹木を植栽する場合は、県内で育成された県産緑化木を使用し、「福岡県産緑化木出荷証明書」（様式：共-13-3）を提出する。

やむを得ない理由がある場合は「福岡県産緑化木調達不可能理由書」（様式：共-13-4）により監督員と協議を行う。

※住宅工事特記

同一団地での2期工事以降の資材・仕上材等は、原則として1期工事と同じとする。

◎工事写真の重要性

工事写真は、施工が適切であったことを説明する資料の一つとして大きく次の目的を持つ。

工事経過の記録、使用材料の確認、品質管理（精度等）の確認、維持保全の資料、問題解決のための資料等である。

自主的な確認状況も含め、もれなく撮影する。

撮影においては、次の要素が識別できるよう、黒板（原則として日付は入れない）、スケール等を差し込む。写真の撮り方は、Ⅱ-2「工事写真の撮り方」を参照。

誰が：立会者、確認者等

いつ：工程、加工の前後等

どこで：場所、部位

何を：工事種目、分類

どうして：規格、表示マーク、寸法等

どうやって：施工状況

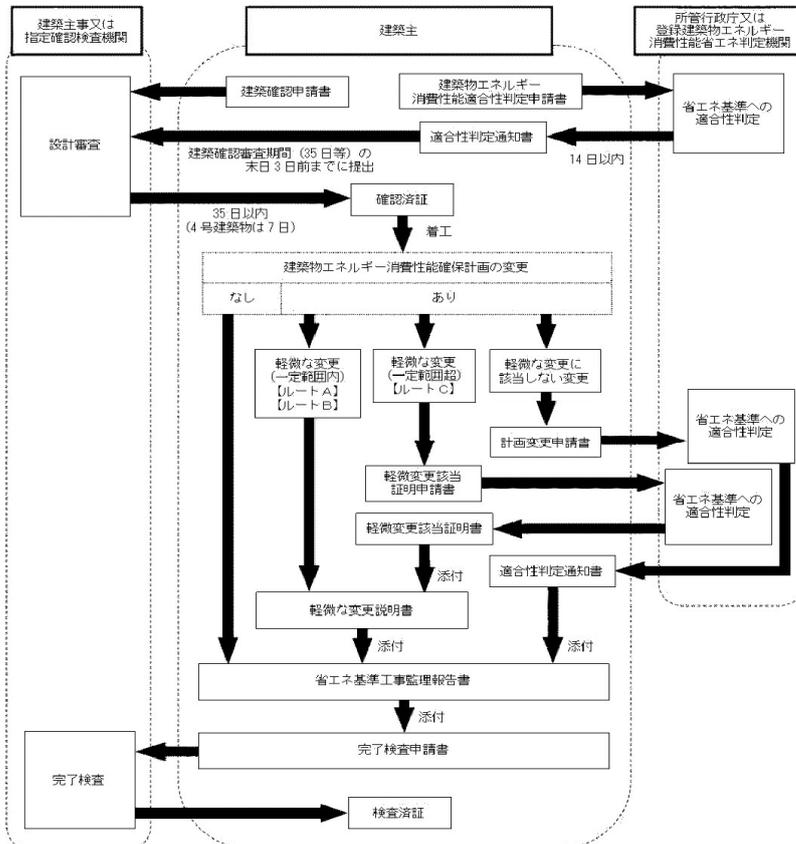
⑩軽微な変更説明書作成（建築物省エネ法）

軽微な変更説明書・省エネ基準工事監理報告書の作成

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の有無、軽微な変更への該当を確認するため、受注者は下記の内容について県設計担当者（工事監理が委託されている場合は監理委託受託者）へ資料の提出を行う。

- 建築
 - 外壁の断熱材の仕様・厚み、窓のガラス種類、ブラインドの有無 等
- 機械
 - 空調・換気機器及び給湯機器の仕様、台数 等
- 電気
 - 照明器具の仕様、台数 等
 - 太陽光発電設備の太陽電池アレイのシステム容量、パネル方位角・傾斜角 等

（参考）省エネ基準適合義務に該当した場合の省エネ適合性判定～完了検査までのフロー図



(4) 検査・承諾等を要する工程等

①検査を行う工程等

受検に際しては、説明・記録の役割分担を明確にし、また、検査員からの質疑には簡潔明瞭に答えるなど、効率よく実施できるよう対応する。

検査員の区分等は次表に示す。

検査の種類	工事の規模等	
		請負金額が建築：9千万円以上、設備：3千万円以上の工事 ^{※1}
中間検査 ^{※2}	検査監・検査員 ^{※3}	技術職員検査員 ^{※4}
出来形検査 ^{※5}	技術職員検査員	
竣工検査	検査監・検査員	技術職員検査員

※1 「同工期の追加工事及び付帯工事」、「同一敷地内の建築工事」を含む。

※2 中間検査の検査対象工事

建築工事： 1 杭地業工事

2 基礎及び地中梁鉄筋工事^{※6}

3 各階スラブ鉄筋工事（柱、梁、壁、階段その他雑配筋を含む）^{※6}

4 その他検査を必要とする工事（屋根工事、外壁改修工事における外壁仕上げ等足場撤去後の検査が困難な工程）

※2,3については、型枠建て込み中にも配筋及びスリーブ設置状況の確認検査が実施されるので注意のこと。

設備工事： 1 建築工事2、3に掲げる工事に併せて施工する主要配管工事

2 その他検査を要する工事（設備隠蔽部分その他）

※3 建築都市総務課に所属する検査監・検査員（1号検査員）

※4 工事発注担当課長が任命する技術職員検査員（2号検査員）

※5 参考内訳書の備考欄等に出来形を記入したものを提出（別紙⑥参照）

※6 型枠建て込み中にも配筋及びスリーブ設置状況の確認検査が実施されるので注意すること。

竣工検査の詳細は、Ⅱ-3「竣工検査」を参照。

なお、出来形検査の際には、**検査予定日の2週間前までに**次の書類を監督員に提出する。

出来形検査：出来形検査要求書（様式：契-6）、請求書（様式：契-7）

中間検査の際には、**検査予定日の前週の火曜日までに**、監督員に申し出る。また、定例会議時の工程表（3週工程）にて監督員が確認している為、変更が生じた際は早めに連絡すること。

※住宅工事特記

住宅工事には、別途に、次の検査が義務付けられる。

- ・建築基準法中間検査（2Fスラブ配筋完了時）
- ・住宅瑕疵担保履行法に基づく保険検査（基礎配筋完了時他）

「建築都市部工事検査要綱」における中間検査とのスケジュール調整が必要になる。

※出来形の請求

出来形の請求は工種を問わず、1月に1回請求することができる。

ただし、請負代金相当額の10分の9以内を限度とする。

②承諾・確認等を要する工程

実施工程表、施工計画書、総合図、施工図、製作図等の書類・図面の承諾は、標準仕様書に基づき監督員（監理委託受託者）が行う。

前述①以外の現場における技術的な確認は、設計担当者又は監督員が行う。

③検査・確認の立会者について

検査・現場における技術的な確認の立会者は（別紙7）を参照すること。

3. 引渡し、竣工後の対応

(1) 竣工図書の作成

「竣工図書の区分と必要書類等」（別紙2-1）を参照し作成すること（費用負担は工事受注者とする）。

(2) 完成図の作成

「完成図等作成要領」（別紙2-2）を参照し作成すること（費用負担は工事請負業者とする）。

なお、提出されたデータは施設の増改築、改修、修繕等及び保守管理の使用に限定し、利用できるものとする。

(3) 電子データの作成

提出した電子データに不備がある場合は、受注者の責任により、後日、電子データの修正を行うこととなるため、完成図、工事写真等の電子データの作成に当たっては、専門業者へ外注する等により、（別紙2-3）を遵守すること（費用負担は工事受注者とする）。

(4) 施設管理者・工事原課への引き渡し

竣工検査手直し確認以降に、監督員立会いの下に工事受注者は、工事原課または施設管理者に引き渡しと現地での必要な説明を行う。

「引渡書」（様式：共-16-1,16-4）は1部作成し、施設管理者（工事原課）のサインを受領後、竣工図書（A）に「原本」を、竣工図書（B）に「写し」を所定の箇所に綴じる。

なお、保証書を提出する場合の保証開始日は工期末の翌日とする。

ただし、部分竣工の場合は監督員を通して工事発注課に確認する。

①竣工図書（A）（保全に関する説明書含む）

保全に関する説明書：

- 建物概要及び内部仕上表（様式：共-19（住宅工事用、営繕工事用））
設備工事が別発注の場合、建築工事受注者が他工事受注者の協力を得て作成する。
- 施工者一覧表（元請けの緊急連絡先一覧を使用）
不具合が発生した時に連絡をして速やかに対応可能な連絡先を記入すること。

②完成図（製本図面）及び朱書図面

③鍵・工具等

鍵番号リスト、工具等リスト（様式：共-16-4）及び位置図を作成する。

鍵のまとめ方に関する注意事項は以下のとおり。



イ 住宅工事

玄関の鍵は、表裏に関係なく施錠及び解錠が可能なディンプルキーとし、プラスチックカバールバーをしないこと（図1参照）。

共用部の鍵・工具には名札（施設名称と位置を明記）を付けること。

住戸の鍵にも名札（住棟番号と部屋番号を明記）を付けること。

リストは住戸、共用部、浄化槽、受水槽に分類する。

共用部の鍵はキーボックス（プラスチックボックス）に、住戸の鍵はフロア毎にまとめて、各3本を2本と1本に分けてタグ付けし、キーボックスに収納すること。

棟が各棟にまたがる場合等のキーボックスの収納については施設管理者と協議すること。

ロ 営繕工事

特記による。特記にない場合は原則として施設管理者と協議の上、キーボックスに収納。

※住宅工事特記

引渡し時に鍵合せを行う。共用部・浄化槽・受水槽等の鍵はメーカー・番号を指定している（別途、監督員が指示する）。

また、入居者への鍵の引き渡し後、1週間程度は入居者からの不具合等の連絡があったときは受注者にて対応すること。

④取扱説明書、メンテナンスについての注意事項等

建設大臣官房庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き（改訂版）」（財）建築保全センター発行を参照のこと。

住宅工事の場合、取扱説明書（原本）を住戸毎に1冊のファイルにまとめ（表紙に棟番号と部屋番号を明記）、流し台の引出しに入れておくこと。

※複数工区又は設備分離発注の場合は、1冊に取りまとめて提出すること。

(5) 瑕疵及び竣工後の調査

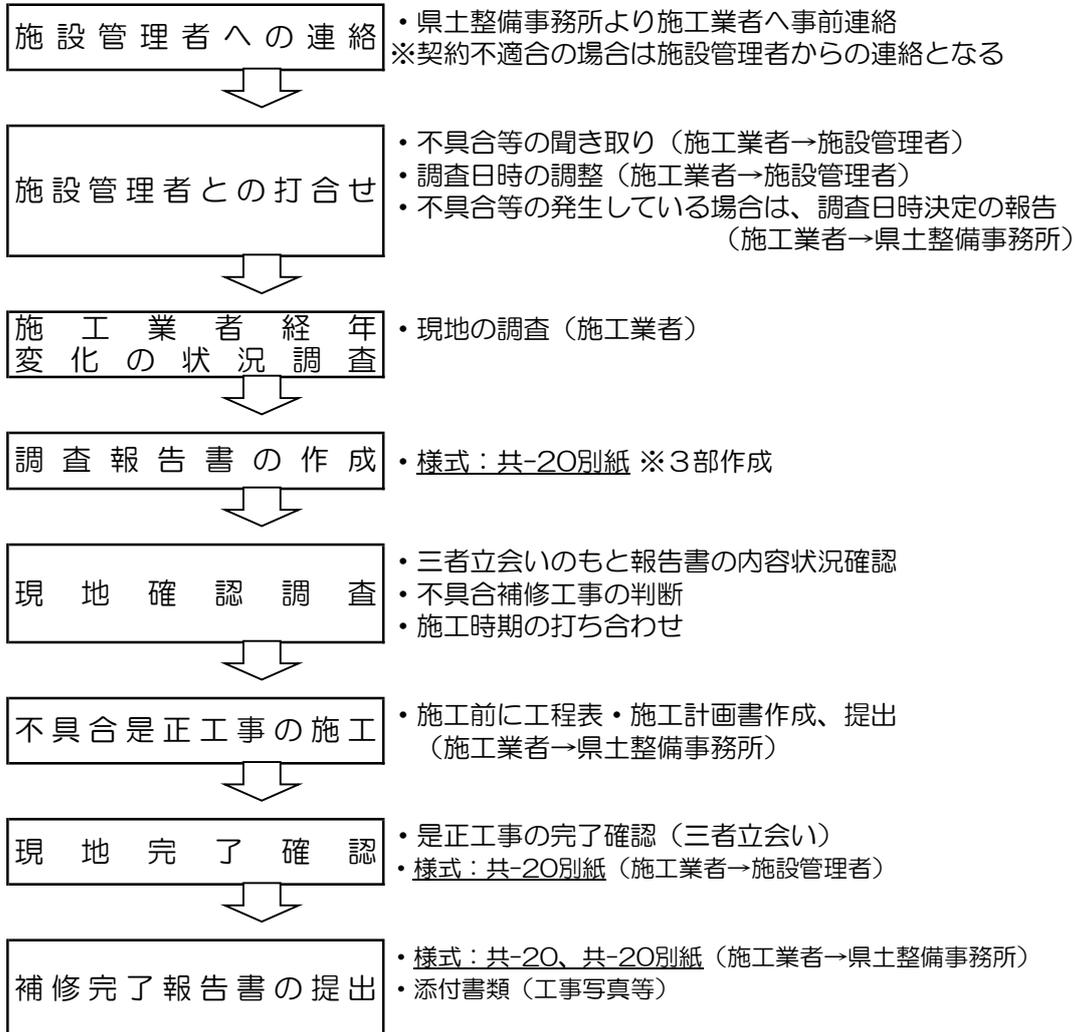
① 契約不適合

竣工物件には、工事請負契約約款第45条(A)(B)に定めるとおり、引き渡し日から一定の期間契約不適合による目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の完追を請求することができる。この期間内の契約不適合について工事受注者は速やかに調査、補修等の対応を行わなければならない。なお、契約不適合かどうか疑義のあるものについては県土整備事務所及び工事発注課と協議すること。

②竣工後の調査

受注者は竣工後1・2年目（現場説明書による。）に点検を行い、「竣工後の調査結果等報告書」（様式：共-20,共-20別紙）により県土整備事務所に報告して是正工事を実施する。

竣工後の調査フロー



4. 周辺対策

(1) 周辺環境への配慮

周辺環境に配慮（騒音・振動、粉塵、作業曜日・時間、車両ルート等）した仮設計画、施工計画とし、過大な迷惑を及ぼさないよう努める。

監督員からの指示事項（周辺住民との設計段階からの約束事項等）を遵守すると共に、工事説明会等における周辺住民からの要望事項についても可能な限り尊重する。

大きな騒音を伴う作業、大型車輛の進出入を頻繁に伴う作業、大音量・特殊音を伴う検査等がある場合は、周辺の状況を勘案して事前に周知する等配慮する。

なお、解体工事など工損事前調査を行った工事では、大型車輛（10t以上）の進出入、特殊機械（杭打機、破碎機、クレーン等）の使用等について「大型車輛進出入・特殊機械使用管理簿」（様式：共-18）により管理する。

設計図書に指示がある場合は、騒音・振動の測定を行い、記録を確実に残しておく。

騒音規制法、振動規制法他市町村条例の確認も必ず行うこと。

(2) 周辺からの苦情等への対応

周辺からの苦情等には、建築・設備の分離発注の場合、建築工事受注者が窓口・主体となって誠意を持って対応し、その都度又は内容により定例会議時等に監督員に報告する。

(3) 工事説明会

現場説明書等で指示がある場合、工事着工前に現場周辺住民に対して、県主催により工事説明会を開催する。

工事説明会を開催しない場合でも、状況により資料を配布する等周辺への理解を求める配慮を行うこと。

工事説明会の実施に際しては、事前に監督員と十分に協議する。

説明会開催の案内、工事説明事項等については、それぞれ（別紙3-1.3-2）を参照。

説明会終了後、議事要旨（別紙3-3参照）を作成し監督員に提出すること。

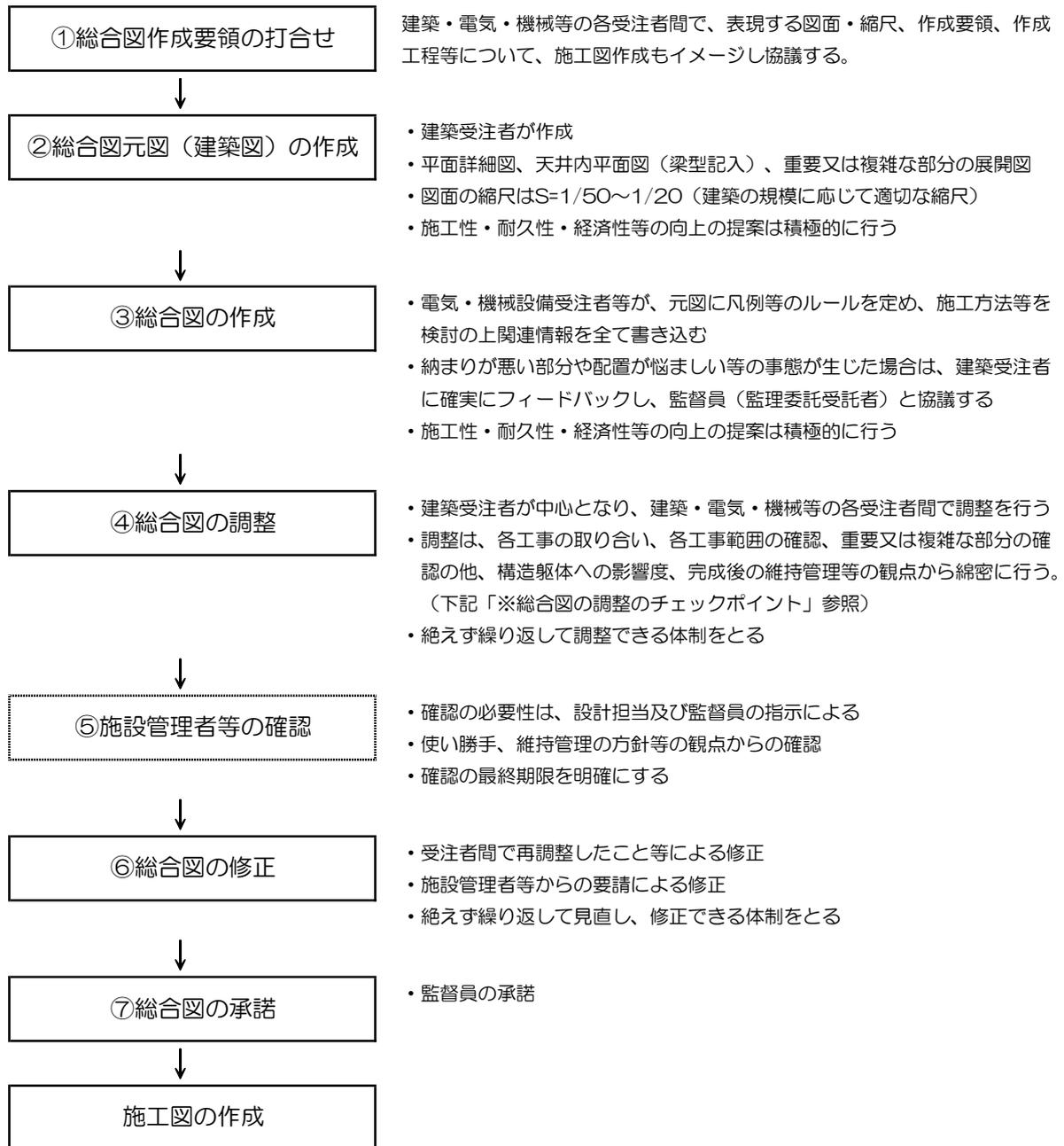
なお、説明会に出席できない住民に対する議事録周知の要望等により、議事録を外部に出す必要がある場合には、議事要旨（別紙3-3参照）を提供前に複数人による事前チェックを行い個人情報がないことを十分確認する。

また、監督員の承諾を得たうえで提供すること。

説明会を開催せず資料配布のみを行う場合は、（別紙3-1.3-2）を参照し適宜作成する。

II 特に留意すべき事項

1. 総合図の作成（例示）



※総合図の調整の観点

1. 全体的な事項

- ・ 各工事の取り合い部分の工事範囲
- ・ スリーブの位置・寸法と躯体強度
- ・ 設備埋設空配管の位置・本数と躯体強度
- ・ 防火・防煙区画等法的規制
- ・ 設備機器類と機械基礎（寸法・配置、防振、耐震）
- ・ PS内の施工性・操作性、メンテナンス性
- ・ 照明器具・スイッチの配置、電球等の取替え
- ・ 給・排気チャンバーの雨水対策等
- ・ ドアガラリと給・排気のバランス
- ・ 建築仕上げと設備機器のグレードのバランス（再確認）

2. 床・壁・天井に係る事項

- ・ フロアーダクト・コンセントと家具・什器レイアウト
- ・ 床仕上げと床付けの設備器具の取り合い
- ・ 壁に取り付く設備器具類の位置・高さのバランス
- ・ 扉の開き勝手とその周辺のスイッチ・コンセントの位置
- ・ 防火扉とセンサーの位置
- ・ 天井吊りボルトとダクト等の位置関係
- ・ 天井吊り設備機器の吊り方法と点検口の必要性
- ・ 天井仕上げ目地と照明器具等の配置
- ・ 天井点検口・照明器具開口の補強方法
- ・ 天井内設備配管とメンテナンススペース

3. その他受注者等が経験した事項

2. 工事写真の撮り方

工事の内容、撮影の目的をよく理解している者が撮影し、撮影漏れのないよう十分に注意する。

それぞれの撮影対象について、極端に過剰・過少な枚数にならないよう、また、適切な撮影内容となるよう工夫する。

同一工種、同一作業の撮影においては、施工前、施工中、施工後の撮影範囲・アングル等を統一する配慮も必要。

特に、施工前と施工後はアングルを統一する。

写真は、定期的かつこまめに、工事の種別、箇所、施工状況等に応じて整理する。

工事写真データのバックアップもこまめに必ず行う。

デジタルカメラで撮影する工事写真の場合、有効画素数、記録形式などは設計図書による。

写真はカラーとし、大きさはL版（サービスサイズ）程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

工事写真の撮影及び整理の方法は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省）（別紙8）による。

建築・電気設備・機械設備の各工事ごとの標準的な撮影対象等は、それぞれ各工事編に示す。

※使用する材料の仕様が判別できる写真もれなく撮影する。

※工事工程表（週間）に撮影すべき作業・部位を記載する等により撮影工程をあらかじめ作成し、撮り忘れがないよう努める。

3. 竣工検査

竣工検査の日程は、受注者の自主検査、法令上必要な官公署検査、工事監理者の下検査等を踏まえ、監督員と協議して決定する。

(1) 事前に提出する書類

次の書類について、**検査予定日の2週間前までに**、監督員の確認を受けること。

- ・工事竣工届（様式：契-6）
- ・請求書（様式：契-7）

次の書類を、竣工検査前までに監督員に提出する。

イ 設計変更

- ・契約変更に伴う設計変更図面一式

ロ 軽微な変更

- ・設計変更を伴わない施工変更箇所に係る工事数量の増減表（可能な限り早期に）
- ・A1版朱書図面、変更箇所一覧表、質疑回答書

（上記3点の記載内容が整合しておくこと。ただし、設計変更は除く。）

※変更箇所一覧表には、軽微な変更に係る内容を記入すること。

(2) 事前の検査等

イ 受注者の自主検査

工事の出来栄は「工事成績評定」に大きく影響する。

竣工検査における指摘事項を少なくし、また、竣工後のクレームを極力少なくするためにも、入念に自主検査を実施する。

自主検査の結果（項目とその対応）は、竣工検査時に検査員の要請に応じて提示できるようにしておく。

ロ 官公署の検査、検査済証の取得

法令上必要な官公署の検査については、竣工検査までにその検査済証等を取得しておく。

工事発注課の公印が必要な申請書等は、公印の取得に要する期間を考慮し、早めに準備する。

ハ 工事監理者の下検査

監督員が所属する部署において下検査を実施する。

工事監理業務を委託している場合は、工事監理業務受託者が加わる。

ニ 敷地内仮設建築物等の撤去等

竣工検査までに、敷地内仮設建築物等（検査に支障がない場合の現場事務所は除く）を撤去し、跡片付け・清掃を十分に行う。

ホ 住宅工事の住宅管理担当者による事前の確認

竣工の約1ヶ月前に、住宅管理担当者による事前の確認を行う。

現地での確認の他、鍵のまとめ方、電話の先行配線申請、外灯等のタイマー設定、受水槽の水張り、入居説明会への出席要請等について確認・要請を行う。

(3) 竣工検査

①竣工図書

竣工検査に必要な書類（竣工図書）は、施設管理・設計及び工事監理の各部署に必要なものとして、各部署毎にまとめる。

必要書類とそのまとめ方は、あらかじめ十分に理解しておく。

具体的なまとめ方等は、「竣工図書の区分と必要書類等」（別紙2-1）参照。

必要書類等については、工事毎に建築編、電気設備編、機械設備編にそれぞれ記載。

書類等は、竣工時の体裁等をイメージし、日頃からこまめな整理を心がける。

※耐震補強・外壁改修工事については建築工事の手引き（建築編）別紙5を参照すること。

※主要資材は全て施工計画書（数量計算書含む） → 出荷証明書及び必要な品質証明書

→ 写真による搬入数量・空缶、それぞれ数値整合が確認できる竣工図書を作成すること。

②竣工検査時の対応

イ 現地検査

事前に検査に必要な物品等を準備し、検査における計測・試験には補助員を適宜配置し、質疑・指摘事項等には適切に対応・記録できる体制とする。

電気・機械設備工事が建築工事の下請施工の場合は、当該下請業者の技術者による検査対応について手配しておく。

防火戸で煙感により閉鎖するものがある場合、消防設備業者の検査対応について手配しておく。

検査に必要な物品等は、工事毎に建築編、電気設備編、機械設備編にそれぞれ記載。

ロ 書類検査

前述①に掲げる竣工図書の外に、施工図、総合・工事別施工計画書、承諾図、建設副産物の処理マニフェストD・E票、その他監督員が指示するものを準備しておく。

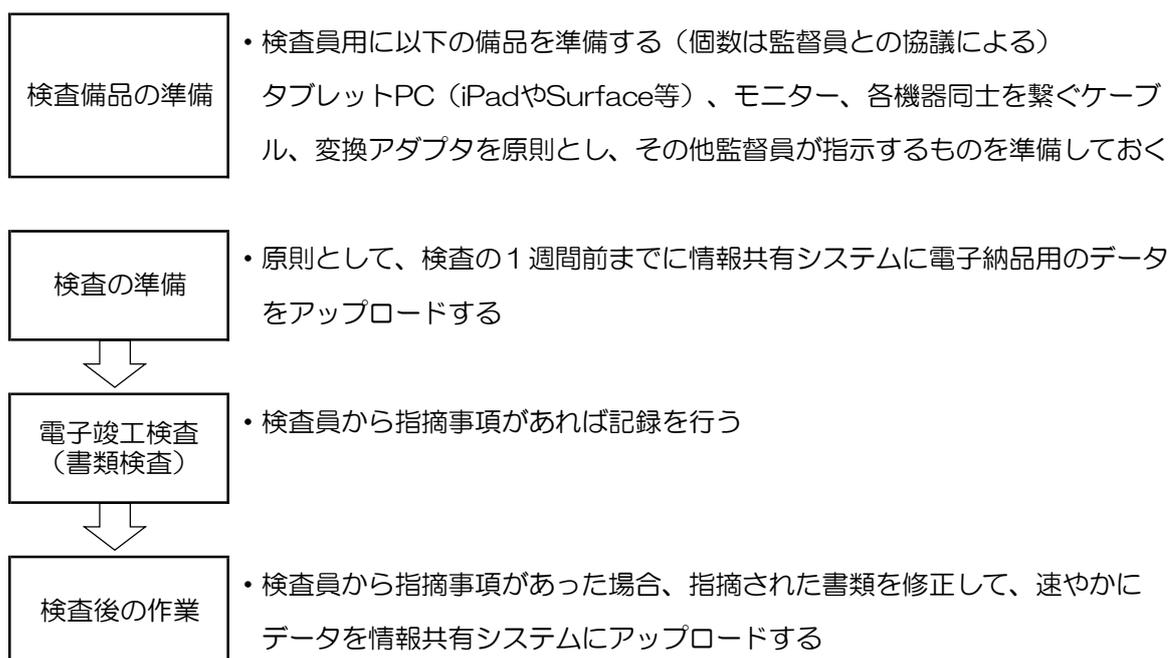
※電子マニフェストを利用している場合は、紙マニフェストのD票・E票の内容が確認できる画面等を検査時に提示できる準備しておくこと。

③電子による竣工検査（書類検査）及び竣工図書の納品について

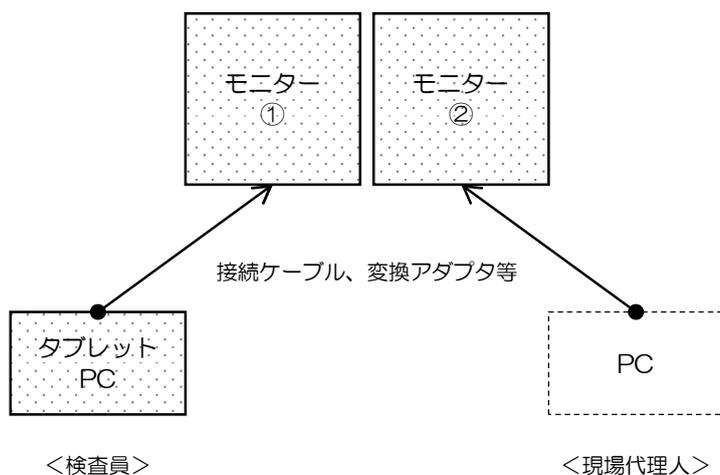
情報共有システム活用工事の書類のやりとりは原則として情報共有システムを活用すること。
また、監督員との協議により電子による竣工検査（書類検査）及び納品を行うことができる。

イ 電子による竣工検査（書類検査）

電子による竣工検査（書類検査）の実施方法については監督員と受注者で協議を行うこと。
検査が効率的に行えるように、検査で使用する機器等は原則として受注者が準備をすること。
検査に先立ち、操作方法等の習得や動作確認を行うこと。



※電子検査の準備イメージ（例示）



□ 電子による竣工図書の納品

別紙2-1 竣工図書の区分と必要書類等に沿って電子納品データを作成する。

書類の納品方法（紙又はデータの別）については監督員、設計担当、施設管理者（原課）との協議により決定する。

工期末から2か月経過すると情報共有システムにログインできなくなるため注意。

Ⅲ 様式リスト

【福岡県発注工事様式】

様式 - 1	施工体制台帳〔記入例共〕
様式 - 2	再下請通知書〔記入例共〕
様式 - 3	施工体系図〔記入例共〕

【契約様式関係】

契 - 1	工事工程表
契 - 2	現場代理人及び主任技術者等の届
契 - 3	削除
契 4 - 1	削除（福岡県発注工事様式 様式1に変更）
- 2	削除（福岡県発注工事様式 様式3に変更）
契 - 5	工期延長請求書
契 - 6	工事竣工届（1号検査・2号検査・出来形検査要求書）
契 - 7	請求書
契 - 8 - 1	総合評価における「簡易な施工計画」チェックシート（建築工事）
- 2	総合評価における「簡易な施工計画」チェックシート（設備工事）
- 3	簡易な施工計画不履行協議書〔記入例共〕
- 4	簡易な施工計画不履行確認通知書
- 5	総合評価における「簡易な施工計画」履行報告書
- 6	総合評価における「技術提案」チェックシート
- 7	技術提案の変更協議書
- 8	技術提案の変更協議確認通知書
契 - 9	解体工事に要する費用等の変更届
契 - 10	〔県外下請負人〕選定理由書

【工事共通様式】

共 - 1	削除（福岡県発注工事様式 様式3に変更）
共 - 2 - 1	緊急連絡先一覧表
- 2	連絡網
共 - 3 - 1	総合定例会議次第
- 2	総合定例会議出席者名簿
- 3	総合定例会議議事録
共 - 4 - 1	定例会議次第
- 2	週間工程表
- 3	定例会議出席者名簿
- 4	定例会議議事録
共 - 5 - 1	質疑回答書〔記入例共〕
- 2	質疑回答書管理表
共 - 6	官公署届出一覧表
共 - 7 - 1	建設副産物の処理計画（変更）〔鑑〕
- 2	建設副産物処理計画書（A3）
- 3	削除
- 4	削除
- 5	削除
共 - 8 - 1	建設副産物の処理報告〔鑑〕
- 2	削除
- 3	削除
- 4	マニフェスト日別集計表
- 5	再資源化等報告書
共 - 9	削除

【工事共通様式のつづき】

共 - 10 - 1	解体対象物の調査結果報告書〔特別管理産業廃棄物等の調査〕
- 2	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に関する報告書
- 3	フロン回収証明書〔別紙：フロン回収量内訳明細書共〕
共 - 11	建設発生土処分地確認書
共 - 12	施工計画書・施工図提出一覧表
共 - 13 - 1	主要資材発注一覧表
- 2	県産資材不使用理由書
- 3	福岡県産緑化木出荷証明書〔様式1号〕
- 4	福岡県産緑化木調達不可能理由書〔様式2号〕
共 - 14	変更箇所一覧表
共 - 15	削除
共 - 16 - 1	引渡書
- 2	削除
- 3	削除
- 4	鍵番号・工具等リスト
共 - 17 - 1	工事報告書〔表紙〕※請負工事費9,000万円以上の工事及び工事監理報告書用
- 2	工事状況報告〔月報〕
- 3	工事進捗状況〔月報〕
- 4	休日取得計画・実績表
- 5	工事報告書〔表紙〕※請負工事費9,000万円未満の工事用（工事監理業務委託を行っている物件を除く）
共 - 18	大型車輛進入出・特殊機械使用管理簿〔記入例共〕
共 - 19 - A,B	建物概要及び内部仕上表〔住宅工事用・営繕工事用〕
共 - 20	竣工後の調査結果等報告書〔別紙：竣工後の調査の結果等共〕
共 - 21	事故報告（第一報・最終報）
共 - 22	設計データの借用に関する誓約書
共 - 23	認定リサイクル製品 不使用理由書
共 - 24	〔建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定による〕説明書
参考様式	法第13条及び省令第4条に基づく書面（建築物に係る解体工事の場合）
共 - 25 - 1	安全点検表
- 2	工事安全点検チェックリスト（建築工事用）
- 3	工事安全点検チェックリスト（土木工事用）
- 4	工事安全点検チェックリスト（電気・機械設備工事用）
- 別紙	足場等の種類別点検チェックリスト〔点検の内容例・記入に際しての留意事項共〕

(別紙1) 工事現場表示看板の概要

1. 仕様

記載事項：工事名、工期、設計・監理者、施工者（受注者）、県シンボルマーク、立入り禁止表示
材質・寸法：耐久性、耐候性に優れたもの、縦90cm×横120cm（変更する場合は監督員協議による）

字体・色：字体はゴシック体。色指示はマンセル値で、姿図に示す
※監理委託を行った場合は、監理者の欄に監理事務所名を併記する。

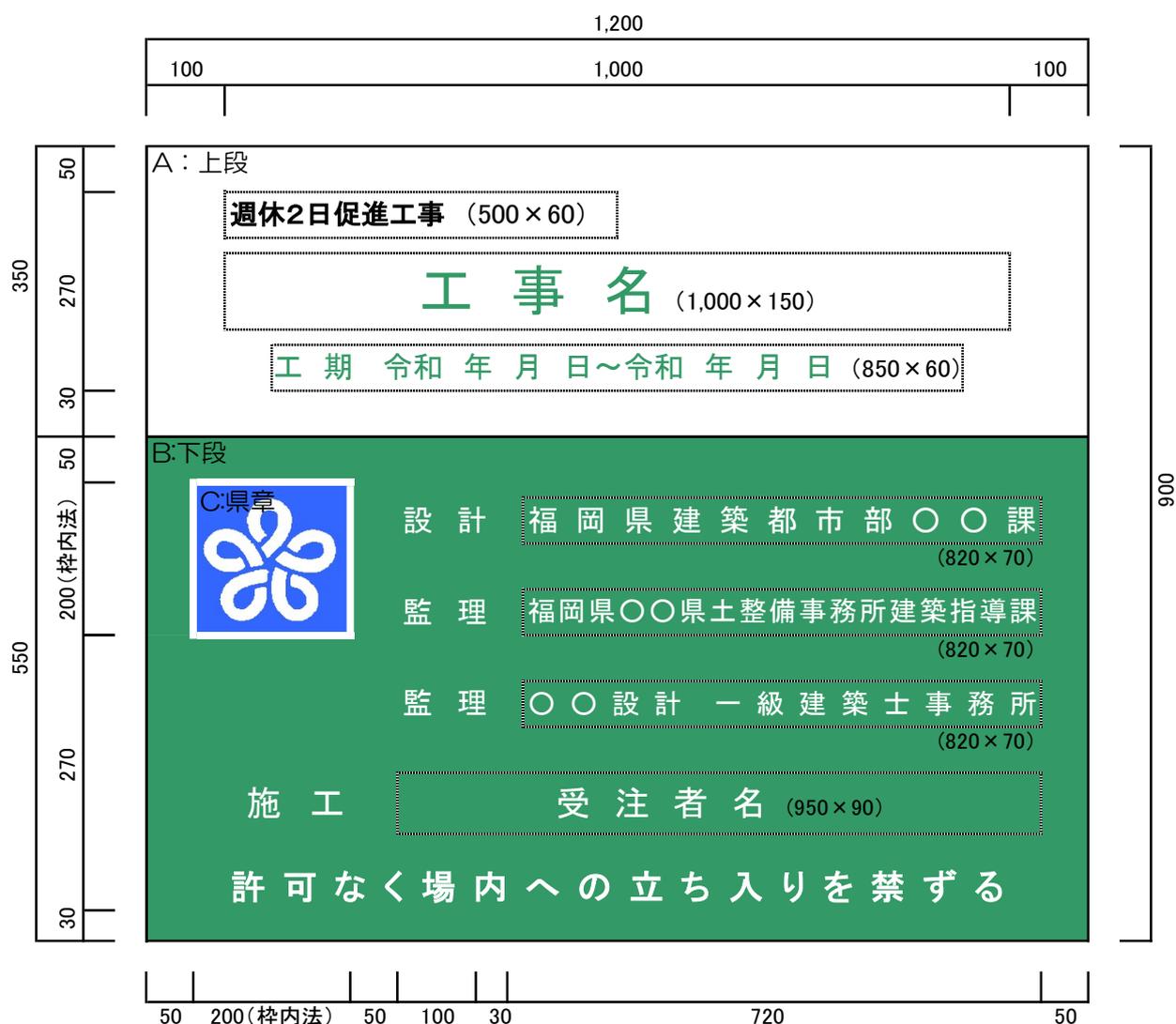
2. 姿図（標準）

※複数受注者がいる場合は、適宜、看板の大きさを拡大又は縮小することができる。

※設置場所の確保が困難な場合は、当該工区毎にまとめて製作することができる。

ただし、下記の内容が分るものを明示すること。

※週休2日促進工事対象外の場合は、A：上段の上下余白を50とし、工事名と工期を明示すること。



A：上段 地：白 文字：グリーン 10GY 4/9

B：下段 地：グリーン 10GY 4/9 文字：白

C：県章 枠：白（線の太さ15mm） 地：青 5PB 3/9 県章：白

(別紙2-1) 竣工図書の区分と必要書類等

竣工図書の区分		必要な書類	部数	まとめ方
竣工図書(A)	施設管理者に必要	建築・電気・機械各編に記載	1部	下欄に示す
竣工図書(B)	設計担当者に必要	建築・電気・機械各編に記載		
竣工図書(C)	監督員に必要	建築・電気・機械各編に記載	1部	A4ファイル
竣工図書(D) ^{※1}	県営住宅課業務係に必要	建築・電気・機械各編に記載	1部	A4ファイル

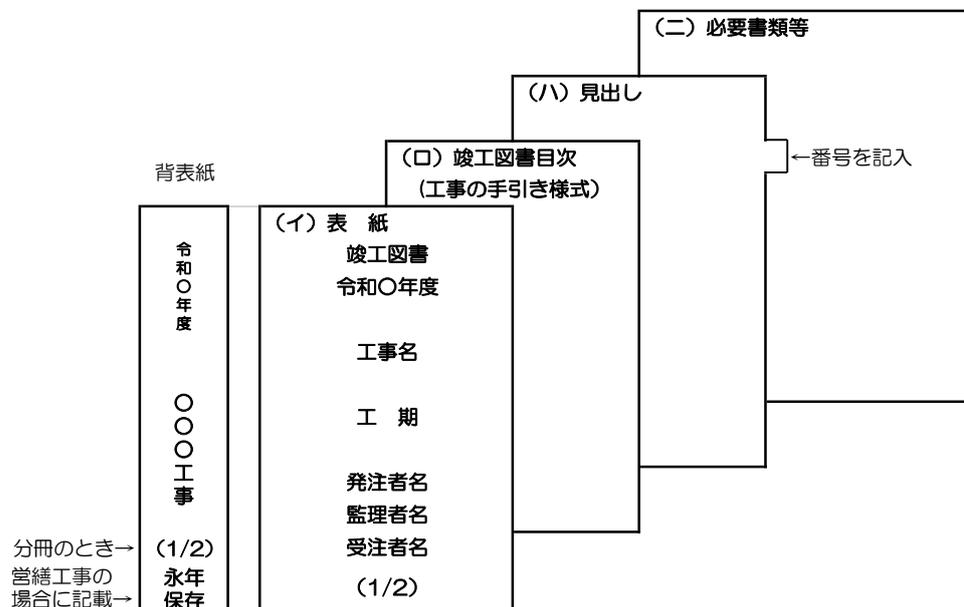
※1 竣工図書Dは住宅工事のみ

※ 検査時はドッチファイルとし、検査後に製本すること。

1 竣工図書(A)：施設管理者・工事原課用

金文字製本に、次の要領でまとめる。

なお、住宅工事については提出内容が一部異なるので注意すること。



(イ) 表紙・背表紙：上図の内容を表示

(ロ) 竣工図書目次（各編様式（リスト）を使用）

(ハ) 見出し（目次の項目毎にカラーインデックスを使用）

(ニ) 必要書類等（保証書・取扱説明書・押印文書等はクリアポケットに挿入）

※（イ）（ロ）は竣工図書(C)、(D)に共通とする。

※県営住宅工事特記：竣工図書はドッチファイル（A4、厚さは10cm程度）とする。

※発注者名は「福岡県建築都市部営繕設備課」又は「福岡県建築都市部県営住宅課」とする。

※監理者名は「福岡県北九州県土（又は福岡県那珂県土）整備事務所建築指導課」とする。

また、監理委託を行った場合は、監理受託者名を併記する。

2 竣工図書(B)：設計担当用、竣工図書(C)：監督員用、竣工図書(D)：県営住宅課業務係用

該当する書類等をドッチファイル又は紙ファイル（A4）にまとめる。

ファイルの表紙・背表紙には、年度及び工事名を明記する。

(別紙2-2) 完成図等作成要領

第1 完成図作成要領

①竣工検査以降に、工事受注者が朱書図面に基づき修正・加筆する。

②図面リスト(右下)に下記を記載する。

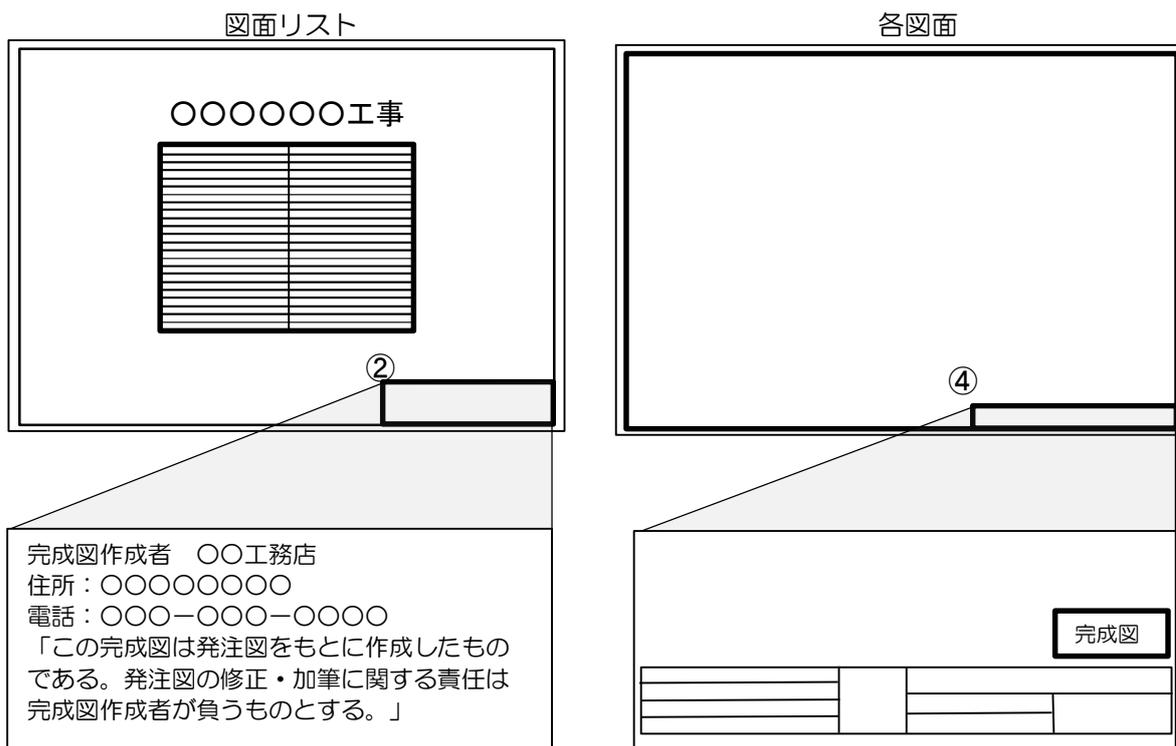
完成図作成者 ○○工務店 住所 電話

「この完成図は発注図をもとに作成したものである。発注図の修正・加筆に関する責任は完成図作成者が負うものとする。」

③各図面に記載している設計事務所名は消さなくても良い。

④各図面に記載している「発注図」の標記は「完成図」に変える。

【例】



第2 製本作成要領 ※住宅工事(建築・設備)は新築・改修に関わらず、完成図作成後の製本は不要

①完成図作成後、監督員確認の上、二つ折り製本(A1及びA3)を1部ずつ作成する。

②製本の表紙・背表紙は下記の通りとする。

【例】

令和○年度	令和○年度 ○○○工事 完成図
工事名	
完成図	

(別紙2-3) 電子データ作成要領

電子データはCD-R、DVD-R、USBメモリのいずれかに記録し提出する。

第1 記録媒体表題等作成要領

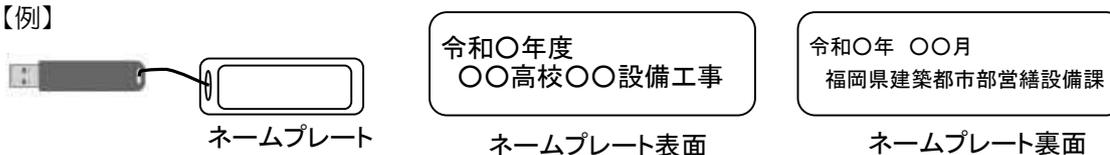
1 CD-R、DVD-R

【例】



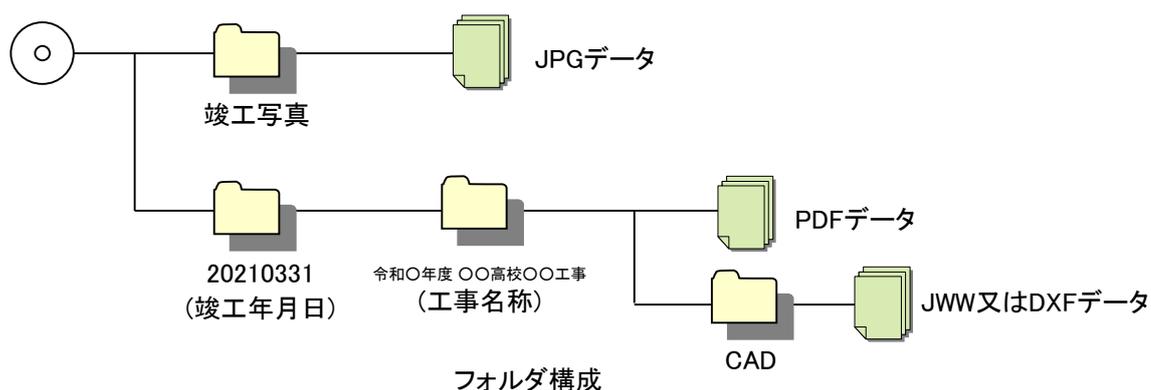
2 USBメモリ

【例】



第2 電子データ作成要領

1 建築工事の場合



竣工図電子データ作成要領

工事の発注図のCADデータは、設計担当職員よりJWW又はDXF形式で提供される。完成図作成に当たって当該CADデータを使用する場合は、そのデータに工事内で行った変更等を反映させ、竣工図のCADデータを作成する。その際、各図面右下に記載されている（発注図）の表記は、（完成図）に改めること。

そのCADデータより以下のファイルを作成する。

(1) PDFデータ

CADデータよりPDF形式でデータを作成する。

PDFデータはベクター形式とし、フォントはアウトライン化しないものとする。

竣工日の名前のフォルダの下部に工事名の名前のフォルダを作成し、PDFデータのファイル名を「図面番号+図面名称」として保存する。

※ファイル名の例

PDFデータ添付数が2桁の場合： 07配置図.PDF

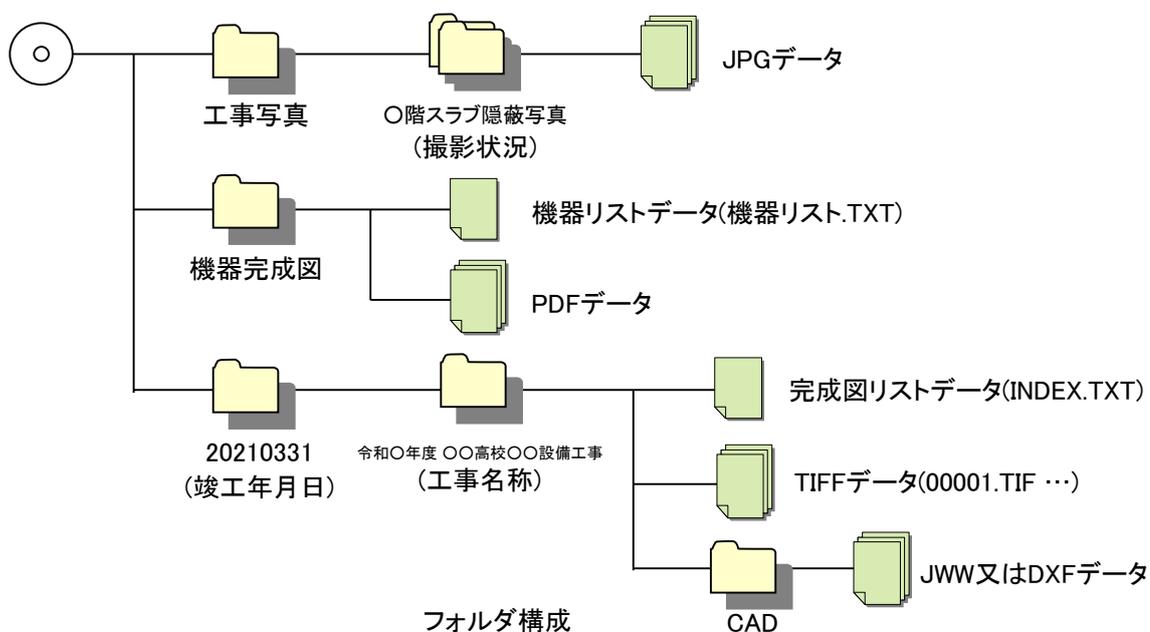
PDFデータ添付数が3桁の場合： 007配置図.PDF

(2) CADデータ

竣工図のCADデータよりJWW又はDXF形式のデータを作成する。

工事名のフォルダの下部に「CAD」フォルダを作成し、そこに保存すること。

2 電気・機械設備工事の場合



(1) 竣工図電子データ作成要領

工事の発注図のCADデータは、設計担当職員よりJWW又はDXF形式で提供される。

完成図作成に当たって当該CADデータを使用する場合は、そのデータに工事内で行った変更等を反映させ、竣工図のCADデータを作成する。その際、各図面右下に記載されている（発注図）の表記は、（完成図）に改めること。

そのCADデータより以下のファイルを作成する。

イ TIFFデータ

CADデータよりTIFF形式で画像データを作成する。画像データはA1サイズとし、解像度は400DPI相当以上とし、また、マルチページ形式は使用しないこと。

竣工日の名前のフォルダの下部に工事名の名前のフォルダを作成し、画像データのファイル名を00001から始まる5桁の単純連番として保存する。

また、以下の仕様で竣工図リストファイルの作成し、同様に工事名のフォルダに保存する。

竣工図リストファイルは、作成したTIFFファイルごとに、PATH情報、ファイル名、年度、建物区分、工事区分、工事名称、図面名称をカンマ区切りのCSV形式で作成したもので、ファイル名はINDEX.TXTとする。作成にあたっては以下を参考にすること。

1行目は、「PATH,FILE,年度,建物区分,工事区分,工事名称,図面名称」と記入する〔半角〕。2行目以降は、次の7個の項目の間に「,(半角カンマ)」を入力して図面1枚当たり1行のデータを作成する。

項目	内容
① PATH	images¥「竣工日」¥「工事名称」 <ul style="list-style-type: none"> ・次の3つそれぞれの間「¥」を挟む〔半角〕 ・「images」は定型〔半角〕 ・「竣工日」は8桁数字形式〔半角〕 ・「工事名称」〔全角〕
② FILE	図面の通し番号（5桁の連番）の末尾に「.TIF」〔半角〕
③ 年度	竣工日が属する年度（和暦）〔全角〕
④ 建物区分	建物区分（「学校」「住宅」「一般」のいずれか）
⑤ 工事区分	工事区分（「建築」「電気」「機械」のいずれか）
⑥ 工事名称	左記のとおり〔全角〕
⑦ 図面名称	左記のとおり〔全角〕

【例】

2026年3月31日竣工（竣工日が属する年度は令和7年度）の「〇〇高校〇〇工事」の場合

1行目	PATH,FILE,年度,建物区分,工事区分,工事名称,図面名称
2行目	images¥20260331¥〇〇高校〇〇工事,00001.TIF,令和7年度,学校,機械,〇〇高校〇〇工事,図面リスト
3行目	images¥20260331¥〇〇高校〇〇工事,00002.TIF,令和7年度,学校,機械,〇〇高校〇〇工事,特記仕様書
4行目	images¥20260331¥〇〇高校〇〇工事,00003.TIF,令和7年度,学校,機械,〇〇高校〇〇工事,特記仕様書(2)
⋮	⋮
n行目	images¥20260331¥〇〇高校〇〇工事,00020.TIF,令和7年度,学校,機械,〇〇高校〇〇工事,屋外平面図

□ CADデータ

竣工図のCADデータよりJWW又はDXF形式のデータを作成する。

工事名のフォルダの下部に「CAD」フォルダを作成し、そこに保存すること。

(2) 工事写真電子データ作成要領

デジタルカメラで撮った工事写真のみ、JPG形式のデータとして保存する。

「工事写真」フォルダを作成し、その下部にフォルダ名を撮影状況（例：教室棟1階隠蔽検査）としたフォルダを作成し、データを保存する。

竣工図書に記載された工事写真の項目名から、JPGデータが検索可能なようにフォルダの数やフォルダ名を工夫すること。

(3) 機器完成図電子データ作成要項

納入機器承諾図の1つの機器ごとにPDF形式のファイルを作成し、「機器完成図」フォルダに保存する。

また、以下の仕様で機器リストファイルを作成し、同様に「機器完成図」フォルダに保存する。機器リストファイルは、作成したPDFファイルごとに、品名、形式等をカンマ区切りのCSV形式で作成したもので、ファイル名は機器リスト.TXTとすること。

作成にあたっては以下を参考にすること。

1行目は、「ファイル名,品名,形式,製造業者名,機器番号,工事件名」と記入する。

2行目以降は、各項目の間に「,(半角カンマ)」を入力して機器ごとに1行のデータを作成する。

なお、CSVファイル内のテキストデータは、ファイル名と「,(半角カンマ)」を除き、全て全角文字を使用すること。

【例】機器番号がある場合

〇〇〇.pdf,〇〇〇,ABC,〇〇会社,ACP01,〇〇〇〇工事

機器番号がない場合

〇〇〇.pdf,〇〇〇,ABC,〇〇会社,,〇〇〇〇工事

(別紙3-1) 工事説明会の案内 (例示)

各 位

(福岡県〇〇県土整備事務所)

〇〇団地第〇期第〇工区建築工事

工事説明会のご案内

(時候のあいさつ)

標記の工事説明会を下記により開催いたしますのでご案内いたします。

記

日 時： 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時から

場 所： 〇〇団地集会所

(必要により案内図添付)

工事の概要

工事名： 〇〇団地第〇期第〇工区建築工事	用 途： 共同住宅
工 期： 令和〇〇年〇月〇日	構 造： 鉄筋コンクリート造
～令和〇〇年〇月〇日	階 数： 4階建て
	延床面積： 1,234㎡

連絡先

(県土整備事務所名) 及び	受注者： (所在地)
(電話番号)	(会社名)
(監督員名)	(電話番号)
	(現場代理人名)

(別紙3-2) 工事説明事項 (例示)

工事の概要

工事名： ○○団地第○期第○工区建築工事
工 期： 令和○○年○月○日～令和○○年○月○日
用 途： 共同住宅
構 造： 鉄筋コンクリート造
階 数： 4階建て
延床面積： 1,234㎡

1 仮設計画 (仮囲い・ゲート、工事車輛のルート、交通誘導員の配置等)

別図による。(別図添付)

※交通誘導員の配置場所・時期は入念に説明。

2 作業日・時間

原則として、月曜から土曜日の○○時～○○時。ただし、祭日は・・・。

3 騒音・振動、粉塵対策等

環境配慮型重機 (低排ガス・低騒音タイプ) を使用。

建物周囲の足場には粉塵飛散防止のシートを設置。

※大型車輛、特殊機械 (杭打機・クレーン・破碎機等) の使用時期を併せて説明。

4 その他

※周辺整備 (道路等) を伴う場合、特に安全対策を要する場合、監督員が指示する周辺住民との

約束事項等特記すべき事項があれば説明

連絡先

(県土整備事務所名) 及び	受注者： (所在地)
(電話番号)	(会社名)
(監督員名)	(電話番号)
	(現場代理人名)

(別紙3-3) 工事説明会の議事要旨(例示)

〇〇団地第〇期第〇工区建築工事
工事説明会 議事要旨

- 開催日時：令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇時～〇時
- 開催場所：〇〇団地集会所
- 出席者：〇〇県土整備事務所建築指導課 〇人、県営住宅課 〇人
(株)〇〇建設(工事受注者) 〇人
住民の方 〇人

■議事要旨

○県開催挨拶

○説明内容

- ・仮設計画について
仮囲い・ゲートの位置、工事車輛のルート、交通誘導員の配置等。
- ・作業日・時間について
原則として、月曜から土曜日の〇〇時～△△時。
- ・騒音・振動、粉塵対策等について
環境配慮型重機(低排ガス・低騒音タイプ)を使用。
建物周囲の足場には粉塵飛散防止シートを設置。
・
・
・

○質疑応答

- ・交通誘導員は常時配置するのか。
⇒資材搬入時の大型車輛の進出入時など必要に応じて配置する。
- ・日曜日や△△時以降に工事をすることはないのか。
⇒工事の進捗により、日曜・祭日や△△時以降に工事を行う場合は、
事前に周知し行う。
・
・
・

※議事要旨を作成する際、個人情報が入ってないことを十分確認する。

(別紙4) 申請書類提出一覧

- ・下記の表は参考資料であり、申請先に関しては事前に申請先と確認・協議すること
- ・申請者に関しては設計担当に確認すること
- ・下記以外の書類についても、各工事監理指針等を確認の上、遺漏の無きよう留意すること。

※「工事着手」：実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（当該工事のための仮設が必要な場合は仮設工事を始める日）

申請書類	申請先	作成・提出者	申請者	申請時期	根拠法令
計画通知	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事着手※前	建築基準法第18条第2項
計画通知（昇降機）	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	工事受注者	課長	工事期間中	建築基準法第87条の4
建築工事届	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	知事	工事着手※前	建築基準法第15条第1項
確認事項変更届	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事期間中	建築基準法施行規則第3条の2、福岡県建築基準法施行細則第14条の3 他
計画変更	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事期間中	建築基準法第18条第2項
特定工程工事終了通知	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	特定工程に達して 4日以内	建築基準法第18条第19項
工事完了通知	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事完了日から 4日以内	建築基準法第18条第16項
仮使用認定申請	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事期間中	建築基準法第18条第24項
建築物除却届	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	工事受注者	工事受注者	工事着手※前	建築基準法第15条第1項
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（区域指定時）	特定行政庁	設計者	課長	工事着手※21日前	都市計画法第21条第1項又は第40条第1項
土石の堆積に関する工事の許可届出書（区域指定時）	特定行政庁	設計者	課長	工事着手※21日前	都市計画法第21条第1項又は第40条第1項
建設リサイクル法対象建設工事通知（対象建設工事届）	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	課長	工事着手※前	建設リサイクル法第11条
解体等工事に係る事前調査説明	発注課 （営繕設備課又は県営住宅課）	工事受注者	工事受注者	解体等着手前	大気汚染防止法第18条の15第1項
石綿事前調査結果報告	所管労働基準監督署 及び 所管行政庁	工事受注者	工事受注者	解体等着手前	石綿障害予防規則第4条の2 大気汚染防止法第18条の15第6項
土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出	保健福祉環境事務所 又は 特定行政庁	工事受注者	課長	工事着手※30日前	土壌汚染対策法第4条第1項
道路使用許可申請書	警察署長	工事受注者	工事受注者	15～30日前	道路交通法第77条ほか
特定建設作業届	市町村長	工事受注者	工事受注者	作業開始7日前	騒音・振動規制法第14条第1項(第2項)
道路占有許可申請書	道路管理者	工事受注者	工事受注者	工事着手前	道路法第32条
建設物・機械等設置届	労働基準監督署長	工事受注者	工事受注者	設置・移転・変更の 作業開始の30日前	労働安全衛生法 第88条
建設工事計画届	労働基準監督署長	工事受注者	工事受注者	工事開始14日前	労働安全衛生法 第88条
耐火建築物等の石綿含有吹付け材の除去作業の計画届	労働基準監督署長	工事受注者	工事受注者	工事開始14日前	労働安全衛生法 第88条
保温材等が張り付けられた建築物の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業届	労働基準監督署長	工事受注者	工事受注者	作業開始前まで	石綿障害予防規則第5条
建築物の省エネルギーの措置に関する届出	各県土整備事務所 又は 特定行政庁	設計者	知事	工事着手※予定日の 21日前	建築物省エネ法第20条第2項
特定粉じん排出等作業実施届出書	県保健福祉環境事務所 又は 市保健所	工事受注者	工事受注者	作業開始前14日前	大気汚染防止法第18条の17第1項
浄化槽設置届（計画書）	県保健福祉環境事務所 又は 市保健所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	着工21日前 （型式は10日前）	浄化槽法第5条 他
浄化槽工事完了届	県保健福祉環境事務所 又は 市保健所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	工事完了後30日以内	福岡県浄化槽法施行細則第4条 他
浄化槽使用開始届	県保健福祉環境事務所 又は 市保健所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	使用開始30日以内	浄化槽法第10条の2

申請書類	申請先	作成・提出者	申請者	申請時期	根拠法令
簡易専用水道設置届	県保健福祉環境事務所 又は 市保健所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	給水開始前	福岡県水道法施行細則第4条 他
ばい煙発生施設設置届	県保健福祉環境事務所 又は 市環境保全課(室)	工事受注者	施設管理者	着工60日前	大気汚染防止法第6条
ボイラー及び第1種圧力容器 設備構造検査申請	福岡労働局	製造者	製造者	製造後	ボイラー及び圧力容器安全規則第5条 検査を受け刻印及び明細書に検査済印 を受ける
小型ボイラー設置報告	労働基準監督署	工事受注者	工事受注者	竣工時	ボイラー及び圧力容器安全規則第91条
高圧ガス製造許可申請	県工業保安課	工事受注者	施設管理者	製造開始 20日前まで	高圧ガス保安法第5条
製造施設完成検査申請	県工業保安課	工事受注者	施設管理者	完成時	冷凍保安規則第21条
高圧ガス製造開始届	県中小企業振興事務所	工事受注者	施設管理者	製造開始時	冷凍保安規則第29条
高圧ガス製造届	県中小企業振興事務所	工事受注者	施設管理者	製造開始 20日前まで	冷凍保安規則第4条
保安規程届出	産業保安監督部	工事受注者	知事	着工前	電気事業法第42条
電気主任技術者選任又は解任届	産業保安監督部	工事受注者	知事	着工前	電気事業法第43条
受電届	産業保安監督部	工事受注者	知事	受電開始 30日前まで	電気使用制限等規則第9条 受電電力3,000kW以上の需要設備
工事計画届出	産業保安監督部	工事受注者	知事	着工30日前まで	電気事業法第48条 受電電圧10kV以上の需要設備
使用前安全管理審査申請	産業保安監督部	工事受注者	知事	使用前自主検査後 30日以内	電気事業法第50条の2 受電電圧10kV以上の需要設備
自家用電気工作物使用開始届出	産業保安監督部	工事受注者	知事	工事期間中	電気事業法第53条 譲受け又は借受けた場合
自家用電気工作物落成予定通知	九州電力各営業所	工事受注者	知事	落成予定確定時	電気供給約款
自主検査成績書	九州電力各営業所	工事受注者	知事	送電前	電気供給約款
電気引込申込・電気使用申込関係	九州電力各営業所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	工事期間中	電気供給約款
電話引込申込・電話使用申込関係	NTT各営業所	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	工事期間中	電話サービス契約約款 (NTTの場合)
有線電気通信設備設置届・変更 届・廃止届	総務省九州総合通信局 放送部有線放送課	工事受注者	知事	着工前	有線電気通信法第3条他 共同受信施設 (集合住宅共聴施設を除く) ：50端子まで
一般放送の設備設置及び業務 開始届 記載事項変更届書・業務廃止届	総務省九州総合通信局 放送部有線放送課	工事受注者	知事	着工前	有線電気通信法第3条他 共同受信施設 (集合住宅共聴施設を除く) ：51～500端子まで
一般放送業務開始届出書・記載 事項変更届・廃止届出書	総務省九州総合通信局 放送部有線放送課	工事受注者	知事	着工前	放送法第133条他 集合住宅共聴施設(51端子以上)
放送事業者の再放送同意申請	各放送事業者	工事受注者	知事	着工前	共同受信施設(51端子以上) 集合住宅共聴施設(51端子以上)
電柱共架照会・申請・着工・竣 工通知(解約を含む)	九州電力 NTT各営業所	工事受注者	知事	着工前工事期間中	電柱共架
電柱共架竣工通知(解約を含む)	九州電力 NTT各営業所	工事受注者	知事	工事期間中	電柱共架
設備使用の改訂に関する覚書	九州電力 NTT各営業所	作成：九州電力 提出：工事受注者	知事	工事期間中	電柱共架
太陽光発電設備の連系申請	九州電力	工事受注者	知事	工事期間中	再エネ特措法第9条
個別契約書	NTT西日本	作成：NTT 提出：工事受注者	知事	工事期間中	電柱共架
防火対象物使用開始届	消防長 又は 消防署長	工事受注者	県住：課長 営繕：施設管理者	使用開始7日前	火災予防条例
工事整備対象設備等着工届出	消防長 (市町村長、消防署長)	工事受注者	知事	着工10日前まで	消防法第17条の14 自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備 等
消防用設備等(特殊消防用設備 等)設置計画届出	消防長 (市町村長、消防署長)	工事受注者	知事 又は施設管理者	着工7日前まで	火災予防条例 非常警報設備、誘導灯、非常コンセ ント等
電気設備設置届出	消防長 (市町村長、消防署長)	工事受注者	知事	設置工事開始 7日前まで	火災予防条例 変電設備(20kW以上)内燃機関による発 電設備、蓄電池設備(4800Ah/セル以 上)等
燃料電池発電設備届出	消防長 (市町村長、消防署長)	工事受注者	知事	設置工事開始 7日前まで	火災予防条例
消防用設備等(特殊消防用設備 等)設置届出	消防長 (市町村長、消防署長)	工事受注者	知事 又は施設管理者	工事完了後4日以内	消防法第17条の3の2 消防用設備等に関する図書及び同試験 結果報告書添付
排水設備新設等計画確認申請書 (雨水、下水それぞれ対象)	市町村長	工事受注者 (指定工事店)	施設管理者	当該部分の工事着手前	市町村の下水道条例 (例)北九州市下水道条例第6条、福岡市 下水道条例第6条等

(別紙5) 建設副産物の処理計画(変更)・結果報告作成時における注意事項

- 注①：固化材等が混入した建設発生土については産業廃棄物となるため、汚泥の欄に記入すること。
建設発生土の搬出先を産業廃棄物処分場又はその他の許可(土砂埋立て、土捨て場等)を受けた施設とする場合は、当該施設が受けている許可証明書の写し(FAX不可)を添付すること。
- 注②：金属くずについてその全部又は一部を有価物として処分を行った場合は、マニフェストと別に、有価物としての処分量が確認できる計量伝票等を添付し、建設副産物処理計画書(様式：共-7-2)の「中間処理」又は「最終処分」の欄に「有価物処分」と記載しておくこと。
- 注③：建設副産物処理計画書(様式：共-7-2)の「最終処分」欄とマニフェスト下段の「最終処分を行った場所」欄に記載された処分先とを整合させること。
- 注④：収集運搬業・処分業許可証の写しについては、その許可の有効年月日が契約工期の途中となっていないかを確認し、これに該当する場合には許可の更新手続き中であることが確認できる書類を併せて添付すること。
- 注⑤：運搬経路図に用いる地図については、縮尺1：30,000～60,000程度のものであり、現場から処分場までの経路をA4版1枚に作成すること。また、経路となる主な道路の種別(国道〇〇号、県道▽▽号等)を明記すること。
- 注⑥：処分場の写真(全景、許可番号等の看板)以外の産廃処分に係る写真(搬出状況、受入状況等)は、竣工図書(A)の「2 工事写真」に添付すること。
- 注⑦：再生資源利用〔促進〕計画書・実施書については、国土交通省HPに掲載の建設リサイクル報告様式を使用して作成すること。
※下記国交省HPから「再生資源利用〔促進〕計画様式」をダウンロードしてください。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 注⑧：可能な限り受入れ先で重量測定する等し、マニフェストの「数量」欄に重量を記入すること。
また、マニフェスト日別集計表(様式：共-8-4)を搬出品目別に各収集運搬業者毎、各中間処理業者毎に作成し、「総搬出量」欄は原則(t)で記入すること。
なお、がれき類を処分した際、マニフェストの品目が分かれて記載されている場合は、それぞれの品目として計上すること。
- 注⑨：再資源化報告書の対象となる特定建設資材廃棄物とはコンクリート、木材、アスファルト・コンクリートの3品目のみであるため、その他の廃棄物については記載しないこと。
- 注⑩：マニフェストの写しの提出は不要であるが、竣工検査(書類検査)時に関連書類の内容確認を行うため、D票・E票の原本を日付毎順に並べる等整理し、提示できるよう準備しておくこと。
なお、電子マニフェストを利用している場合は、紙マニフェストのD票・E票の内容が確認できる画面等を検査時に提示できるよう準備しておくこと。

(別紙6) 出来形検査における準備資料(記入例)

直接工事費細目別内訳

便所B改修工事		直接仮設工事		直接仮設工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
墨出し (内部改修)		1	式		80%	
養生 (内部改修)		1	式		80%	
便所B改修工事		鉄筋工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
鉄筋コンクリート用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295A D13	0.89 0.89	t		100%	
スcaff		1	式		92%	
鉄筋加工組立	小型構造物	1	式		100%	
便所B改修工事		コンクリート工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
普通コンクリート	福岡地区 宗像 Fc=21.0N/mm ² SL18	2.2 2.2	m ³		100%	
軽量コンクリート	18.0N/mm ² 比重 1.85	10.5 10.5	m ³		100%	
コンクリート打設手間	躯体 ボンプ打設 50m ³ /回未満 S15~S18 標準階高 圧送費、基本料別途	1	式		100%	
コンクリートボンプ 圧送		1	式		100%	
計					100%	

(別紙7) 検査・確認 一覧

○検査者・確認者 △必要により立会 □立会

全工事共通	分類	設計担当	監督員	検査員	△の判断及備考
出来形	検査	○	□	—	
部分竣工	検査	□	□	○	
竣工	検査	□	□	○	

新築・増築・改築工事	分類	設計担当	監督員	検査員	△の判断及備考
縄張り	確認	○	□	—	BM、レベルの特定が難しい場合は設計担当者の立会 現地での判断が必要な可能性がある場合
杭芯	確認	○	□	—	縄張りと同時に確認
試験堀・杭	確認	□	○	—	設計との相違を確認する為 杭は計画変更に係る可能性がある為 地盤改良は設計担当の立会
根徹底	確認	△	○	—	直接基礎の場合は設計担当の立会
杭工事完了	検査	—	□	○	地盤改良は除く
基礎・地中梁配筋	検査	—	□	○	スリーブ設置状況の確認検査を含む (以下の配筋検査も同様)
各階スラブ,屋根	検査	—	□	○	
隠蔽部	検査	—	□	○	
雑配筋	検査	—	○	—	主要構造部に係らないもの、小規模な配筋は監督員の確認 判断が困難な場合は検査員との協議による
足場解体前	検査	—	□	○	屋根、屋上防水工事等足場撤去後の検査が困難な工程
建築基準法	検査	△	□	—	

内部改修・改造工事	分類	設計担当	監督員	検査員	△の判断及備考
隠蔽部	検査	—	□	○	
雑配筋	検査	—	○	—	主要構造部に係らないもの、小規模な配筋は監督員の確認 判断が困難な場合は検査員との協議による
足場解体前	検査	—	□	○	足場撤去後の検査が困難な工程

外壁改修工事	分類	設計担当	監督員	検査員	判断
マーキング	確認	□	○	—	
補修完了	検査	△	□	○	
足場解体前	検査	—	□	○	外壁仕上げ等足場撤去後の検査が困難な工程

耐震改修工事	分類	設計担当	監督員	検査員	判断
耐震壁配筋	検査	—	□	○	
ブレース廻配筋	検査	—	□	○	梁ふかし箇所以外は監督員の確認

(別紙8) 営繕工事写真撮影要領

営繕工事写真撮影要領

令和5年版

平成24年3月25日 国営整第224号
令和3年3月31日 国営建技第23号
最終改定 令和5年3月1日 国営建技第13号

この要領は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための要領として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら(関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

営繕工事写真撮影要領

(適用範囲)

1. この要領は、公共建築工事標準仕様書等に係る工事写真（電子媒体による提出を含む。）の撮影及び整理に適用する。

(工事写真の仕様)

2. 工事写真の仕様は、次による。ただし、これによりがたい場合は、監督職員と協議する。
 - (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。
 - (2) 色彩は、カラーとする。
 - (3) 有効画素数は、100万画素程度から300万画素程度とする。
 - (4) 大きさは、1,200×900ピクセル程度から2,000×1,500ピクセル程度とする。
 - (5) ファイル形式は、JPEGとする。

(工事写真の撮影)

3. 工事写真の撮影は、次によるものとする。
 - (1) 撮影対象
主な工事写真の撮影対象を、別添撮影対象表に示す。
なお、改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は、別添撮影対象表（解体工事編）も参照するものとする。
撮影対象表に記載のない撮影対象は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 撮影箇所
撮影箇所は、撮影の目的や工事内容に応じて監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - (3) 撮影方法
工事写真撮影に当たっては、原則として、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板（白板）を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。
 - ① 工事名
 - ② 工事種目
 - ③ 撮影部位
 - ④ 寸法、規格、表示マーク
 - ⑤ 撮影時期
 - ⑥ 施工状況
 - ⑦ 立会者名、受注者名
 - ⑧ その他

(編集の禁止)

4. 工事写真の編集を行ってはならない。ただし、小黑板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

(工事写真の整理)

5. 工事写真の整理は、次による。
 - (1) 工事写真は、別添撮影対象表に示すものを工事種目又は分類毎に整理することとし、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - (2) 黒板（白板）の判読が困難となる場合又は黒板（白板）を写し込まない場合は、必要事項を添付する。

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定

- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、撮影位置図、平面図、構造図等の説明図等を添付する。
- (4) (1)から(3)により、アルバムを1部作成する。

(工事写真の提出)

6. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
 - (1) 工事写真は原則として、原本及びアルバムを工事完成時に各1部提出する。
 - (2) 原本は電子媒体（撮影時のJPEG）とする。
 - (3) アルバムは、監督職員との協議により紙媒体又は電子媒体とする。

(工事写真の電子媒体による提出)

7. 電子媒体による提出は、次によるものとする。
 - (1) 工事写真は、他の工事関係資料とは別の電子媒体に格納し、独立して電子媒体の枚数を数えるものとする。
 - (2) 電子媒体のフォーマット形式は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
 - (3) 電子媒体の表記は次によるものとする。
 - ・電子媒体には、「工事番号」、「工事名称（工事写真）」、「作成年月」、「発注者名称」、「受注者名称」、「現場代理人氏名」、「何枚目／総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」、「フォーマット形式」を明記する。
 - (4) ウイルス対策は次によるものとする。
 - ・受注者は、電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
 - ・ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。
 - ・電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。
 - (5) 工事写真のファイル名に使用する文字は次によるものとする。
 - ・一般原則
 - 使用できる半角文字は、JIS X 0201で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。
 - 使用できる全角文字は、JIS X 0208で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。
 - ・工事写真のファイル名に使用する文字
 - ファイル名に使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。ファイル名の文字数は、全角文字で64文字以内（拡張子を含む）とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従う。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(建築工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
一般共通事項	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況	着工前・施工中
		養生(既存施設部分、工事事務物の施工済部分)	施工中
	発生材	分別状況(集積状況)	搬出前
		搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時
		廃棄状況(廃棄場)	廃棄時
	材料	搬入材料の保管状況	施工中
	施工	施工の検査	検査中
	着工前の敷地	敷地の状況	着工前
		近隣建物の状況	着工前
	障害物	障害物の形状寸法等	発見後
障害物の処理状況		処理後	
仮設工事	敷地境界	敷地境界標識、境界線の状況、立会状況	着工前
	縄張り	縄張り状況(検査、全景)	検査中
	ベンチマーク	ベンチマーク検査の状況	検査中
		ベンチマーク養生の状況	検査中
	遣り方	遣方検査の状況	検査中
指定仮設等	指定仮設の状況、足場等の状況	完了時	
土工事	根切り	根切りの寸法、形状等の計測状況	計測時
	根切り底	支持地盤の土質状況、レベル、床付け状況	確認時
	排水	排水設備の状況	施工中
	埋戻し及び盛土	締固めの状況(段階的な埋戻しが分かるもの)	施工中
		全体の状況	施工中
	建設発生土	集積・積込・搬出状況・処理状況(処分先)	施工中
	山留め	材料	搬入時
		山留め設置状況	施工中
山留め部材の寸法		完了時	
山留め撤去状況		撤去後	
地業工事	既製コンクリート杭地業	材料(杭の表示マーク、セメント)	搬入時
		試験杭の立会い状況(試験掘削立会い状況)	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、アースオーガーヘッド	設置時
		アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持地盤の確認(アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等)	確認時
		試験堀又は試験杭の掘削土質の確認(柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合)	確認時
		貫入量測定状況	測定時
		杭周固定液の調合・計量(セメント、水、比重)	施工中
		杭周固定液の注入状況	施工中
		杭周固定液の試験体の作成状況	試験中
		根固め液の調合・計量(セメント、水、比重)	施工中
		根固め液の注入状況	施工中
		根固め液の試験体の作成状況	試験中
		杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		継手の施工状況	施工中
		杭頭の処理状況	施工中
		杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
		鋼杭地業	材料(杭の表示マーク、セメント)
	試験杭の立会い状況(試験掘削立会い状況)		施工中
	杭の心出しの状況		確認時
	施工機械、アースオーガーヘッド		設置時
	アースオーガーの水平位置、鉛直度の確認状況		確認時
	支持地盤の確認(アースオーガー駆動用電動機の電流値、根入れ深さ等)		確認時
	試験杭の掘削土質の確認(柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合)		確認時
	貫入量測定状況		測定時
	杭周固定液の調合・計量(セメント、水、比重)		施工中
	杭周固定液の注入状況		施工中
	杭周固定液の試験体の作成状況		試験中
	根固め液の調合・計量(セメント、水、比重)		施工中
	根固め液の注入状況		施工中
	根固め液の試験体の作成状況	試験中	
杭建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時		
継手の施工状況	施工中		
杭頭の処理状況	施工中		

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別添)

撮影対象表(建築工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
地業工事	鋼杭地業	杭頭補強筋	施工中
		産業廃棄物処理状況	処理時
	場所打ちコンクリート杭地業	材料(鉄筋、セメント)	搬入時
		試験杭の立会い状況(試験掘削時の支持地盤の土質状況)	施工中
		杭の心出しの状況	確認時
		施工機械、掘削機(バケット、ビット、ハンマーグラブ等)	設置時
		掘削機の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時
		支持層の確認(バケット内の土砂と柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合)	確認時
		試験杭の支持地盤及び深さの検査状況	検査中
		試験杭の掘削土質の確認(柱状図の土質との対比、土質調査資料との照合)	確認時
		鉄筋かご、リング、スペーサの形状・寸法	測定時
		鉄筋の組立て状況	施工中
		掘削及び建入れの施工状況(施工機器、ケーシング等)	施工中
		スライム処理の施工状況	施工中
		掘削深度の測定状況	測定時
	鉄筋かご建込み時の水平位置、鉛直度の確認状況	確認時	
	コンクリート試験、品質管理、打設状況(余盛り等)	施工中	
	杭頭の処理状況	施工中	
	産業廃棄物処理状況	処理時	
	砂利地業	締固め前後の施工状況(締固め用具、高さ等)	施工中
捨てコンクリート地業	形状・寸法(大きさ、深さの確認のできるもの)	確認時	
床下防湿層	梁際のみ込み、重ね合せ寸法	施工中	
杭の載荷試験	荷重確認状況(試験杭、試験)	試験中	
地盤の載荷試験	荷重確認状況(試験地盤、試験)	試験中	
鉄筋工事	材料	鉄筋のラベル、ロールマーク	搬入時
		加工場等での集積保管状況	保管中
		機械式継手、溶接継手	搬入時
	加工・組立て	配筋(補強筋を含む、寸法・本数)の計測状況	計測時
		配筋検査状況	検査中
	養生	配筋の養生状況	施工中
	ガス圧接	圧接端面の状況	施工前
		圧接状況	施工中
		外観試験状況	試験中
		抜取試験状況	試験中
		不良個所の修正状況	完了時
	機械式継手	試験片抜取り後の補強状況	施工中
		施工状況	施工中
	溶接継手	不良個所の修正状況	完了時
		施工状況	施工中
溶接部の試験		試験中	
コンクリート工事	材料	塩化物量・スランプ・空気量の試験状況	試験中
		型枠の表示マーク(打放しの場合)	搬入前
	試し練り	試験立会い状況	試験中
	型枠	型枠の組立状況	施工中
		開口部、貫通孔、埋込み金物	施工中
		コーンの穴埋め処置	検査中
		締付け金物の頭処理(ボルト頭除去、錆止め塗り)	処理時
	ルーフドレン・スリーブ等の取付け	取付け(固定)状況	施工中
	打込みの準備	打込み前の清掃状況	打設前
		打込み前の散水状況	施工中
		鉄筋の保護状況	施工中
	輸送管の保持	配管ルート全体の保持状況	施工前
	打込み締固め	打込み・締固め状況(振動機要員数が分るもの)、タンピング状況	施工中
		こて押さえ状況	施工中
	打継ぎ	打継ぎ状況	打設後
養生	散水その他の養生の状況	施工中	
品質管理	供試体の現場養生の状況	養生中	
	強度(調合強度管理試験用:28日)の試験状況	試験中	
打込み後の確認等	豆板、空洞、コールドジョイント、有害なたわみ、ひび割れ等	確認時	
	コンクリートの出来形状況	検査中	
コンクリートの補修	補修材確認状況、補修状況	補修後	

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(建築工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
鉄骨工事	材料	鋼材の表示マーク(工場)	搬入時
		高力ボルトの表示マーク	搬入時
		溶接材の表示マーク(工場、現場)	搬入時
		耐火被覆材の表示マーク	搬入時
	工作一般	製作状況	施工中
		製品検査状況	検査中
	高力ボルト接合	摩擦面の処理、錆の状況	搬入時
		締付け機器の確認状況	確認時
		一次締め及びマーキングの状況	一次締め後
		本締めの状況、マーキングの状況	本締め後
		締付け検査	検査中
	溶接接合	開先の状況	施工中
		開先状況の測定状況	測定時
		溶接材料の保管状況	保管中
		組立て、仮付け溶接の位置	施工中
		仮付け溶接の状況	施工中
		有害物の除去、母材の状況	施工中
		現場溶接の状況	施工中
		超音波探傷試験	試験中
		浸透探傷試験	試験中
		外観試験状況	試験中
	スタッド溶接	スタッドボルト検査状況	検査中
	アンカーボルト	ボルトの形状・寸法	搬入時
		ボルトの保持及び埋込み状況	施工中
		柱底均しモルタルの状況	施工中
	搬入及び建方	現場の仮置き状況	施工中
		建入れの計測状況	計測時
		建入れの検査状況	検査中
		仮ボルトの状況(ボルト、材の密着等)	施工中
	耐火被覆	ロックウールの厚さの検査状況(ピン等)	検査中
		張付け状況	施工中
	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	材料(コンクリートブロック)	コンクリートブロックの表示マーク
工法(コンクリートブロック)		配筋(壁、まぐさ、がりょう等)及び継手の状況	施工中
		縦遣方の状況	検査中
		ブロック積状況	施工中
		モルタル及びコンクリートの充填状況	施工中
材料(ALCパネル)		ALCパネルの表示マーク	搬入時
		取付け金物の表面処理状況	施工中
工法(ALCパネル)		パネルの建込み状況	施工中
		ALCパネル取付け金物及び開口部の補強状況	施工中
材料(押出成形セメント板)		取付け金物の表面処理状況	施工中
工法(押出成形セメント板)	取付け状況	施工中	
防水工事	防水材料	材料の表示のマーク(可使用期間の分かる表示)	搬入時
		防水材料の入荷数量	搬入時
		防水材料の残量及び使用済み容器	施工後
	防水層下地	水勾配の状況、突起の除去・欠損部の補修状況	施工前
		出隅・入隅の面取りの状況、成形緩衝材施工状況	施工前
		下地面の乾燥状況	施工前
	プライマー塗り	プライマー塗りの施工状況	施工中
	ルーフィング張り	アスファルトの溶融	施工中
		各層の張付け状況、(出隅・入隅・ドレン回り等の増張り、捨張り、重ね幅、立ち上がり部、端部、コンクリート打継ぎ箇所等)	施工中
	断熱工法	施工状況(施工順序が分かるもの)	施工中
	防水層の保護	断熱材及び絶縁用シートの材料	搬入時
		保護コンクリートの溶接金網の敷込み	施工中
	伸縮調整目地	施工状況(下部が床面についているもの等)	施工中
	材料(シーリング)	シーリング用材料の表示マーク(可使用期間の分かる表示)	搬入時
	工法(シーリング)	目地等の形状・寸法(幅及び深さ等)	施工前
下地の清掃状況		施工前	
プライマー・バックアップ材又はボンドブレイカーの施工状況		施工中	
シーリング材の試験	試験の状況	試験中	

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別添)

撮影対象表(建築工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
石工事	材料	石の種類、寸法、石厚、裏面処理	搬入時
	下地ごしらえ	下地組の状況	完了時
	取付け	取付け金物の状況	施工中
タイル工事	材料	裏込めモルタルの充填状況	施工中
	工法	タイルの表示マーク	搬入時
		下地モルタルの乾燥状態、散水の施工状況	施工中
		水湿しの状況	施工中
		タイルの張付け状況	施工中
伸縮調整目地の施工状況	施工中		
検査	打診検査の実施状況	検査中	
	接着力試験の実施状況(屋外及び屋内吹抜け部分)	検査中	
木工事	材料	木材(集成材等)の表示マーク	搬入時
		木材の含水率測定状況	搬入時
		防腐・防蟻処理材の表示マーク	搬入時
		防虫処理材の表示マーク	搬入時
	工法	継手・仕口の組立て状況	施工中
		防腐・防蟻剤の塗布状況	施工中
		施工状況(床組、壁組、建方)	施工中
諸金物・アンカーボルトの設置状況	施工中		
屋根及びとい工事	材料	屋根材料・といの表示マーク	搬入時
	工法	屋根の施工状況(留付けピッチ、重ね幅等の分かるもの)	施工中
		といの継手及び下がり止めの状況	施工中
		防火区画を貫通する箇所の穴埋めの施工状況	施工中
		天井・壁内の防露の施工状況	施工中
ルーフトレンの取付け状況	施工中		
金属工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時
		各部材の材質・形状・寸法・表面処理	搬入時
	軽量鉄骨天井下地及び軽量鉄骨壁下地	壁下地設置高さ、部材の間隔	施工中
		補強の状況(天井開口、壁出入り口開口等)	施工中
	その他の部分の工法	溶接部分の錆止めの施工状況	施工中
各材料・工法ごとの部材の間隔及び補強状況	施工中		
見え隠れ部分の施工状況	施工中		
左官工事	材料	使用材料の表示マーク(可使用期間の分かる表示)等	搬入時
		材料の入荷数量	搬入時
		材料の残量及び使用済み容器	施工後
	工法	下地処理、水洗い状況	施工中
		異種下地接続部の処理状況	施工中
		下塗りの表面状況・乾燥状況	確認時
		ひび割れ箇所の補修状況	施工中
		水勾配の確認状況	確認時
		モルタル塗り、プaster塗り施工状況	施工中
		仕上塗材仕上げの施工状況	施工中
		吹付け材吹付けの施工状況	施工中
セルフレベリング材塗りの施工状況	施工中		
建具工事	材料	建具の種類、形状、寸法等	搬入時
		ガラスの種類、寸法、厚さ等	搬入時
	工法	材料・見え隠れ部分の塗装	施工中
		アンカーの施工状況	施工中
		枠回りのモルタル詰めの状況	施工中
網入りのガラス板の小口の防錆処理の状況	施工中		
ガラスのはめ込み状況	施工中		
カーテンウォール工事	工法	検査状況(型枠、配筋)	検査中
		取付け金物の施工状況	施工中
		建込み状況	施工中
		主要部材の取付け状況	施工中
製品の検査	検査中		

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(建築工事編)				
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期	
塗装工事	材料	塗料の表示マーク(可使用期間の分かる表示)	搬入時	
		塗装材料の入荷数量	搬入時	
		塗装材料の残数量及び使用済み容器	施工後	
		塗装材料の使用量確認状況	施工後	
	工法	素地ごしらの施工状況	施工中	
		錆止め塗料塗りの施工状況(工場塗装を含む)	施工中	
		見え隠れ部分の施工状況	施工中	
		各工法ごとの施工状況(塗り回数がかかるよう、同一箇所のもの)	施工中	
内装工事	材料	各材料の表示マーク	搬入時	
		各材料の材質・形状・寸法	搬入時	
	工法	下地の状況(乾燥等)	施工前	
		ビニル床シート・床タイルの施工状況	施工中	
		塗床の施工状況	施工中	
		カーペット敷きの施工状況	施工中	
		石こうボード、その他ボード及び合板の施工状況(継目処理、留付けピッチ、下張り状況が分かるもの)	施工中	
壁紙張りの施工状況	施工中			
ユニット及びその他工事	フリーアクセスフロア	材料規格寸法	搬入時	
		施工状況	施工中	
	可動間仕切り	材料規格寸法	搬入時	
		施工状況(固定状況)	施工中	
	移動間仕切り	材料規格寸法	搬入時	
		施工状況(補強、ハンガーレール固定状況)	施工中	
	トイレブース	材料規格寸法	搬入時	
		施工状況	施工中	
	階段滑止め	アンカーの施工状況	施工中	
	ブラインド	施工状況	施工中	
	カーテン	取付け金物施工状況	施工中	
	プレキャストコンクリート	取付け状況	施工中	
	間知石積み	形状、裏込めコンクリート、透水層の施工状況	施工中	
	敷地境界石標	設置位置の確認状況	確認時	
その他	材料規格寸法	搬入時		
	施工状況	施工中		
排水工事	材料	材料の表示マーク	搬入時	
	工法	掘削状況、深さ	施工中	
		根切り底の状況	施工中	
		山留めの状況	施工中	
		排水管、樹、ふた、グレーチング等の施工状況	施工中	
		埋戻しの状況	施工中	
		通水試験	試験状況	試験中
	街きよ、縁石及び側溝等	施工状況	施工中	
舗装工事	路床	締固めの施工状況	施工中	
		締固め後の高さの計測状況	計測時	
		支持力比試験の状況	試験中	
	路盤	各層の敷均し厚さ(回数がかかるもの)	施工中	
		締固め後の高さ及び厚さの計測状況	計測時	
	路盤	締固め度の検査状況	検査中	
		アスファルト舗装	アスファルト乳剤の散布状況	施工中
			アスファルト混合物の敷均し状況(敷均し温度)	施工中
			アスファルト混合物の締固め状況	施工中
			切取り検査の状況、厚さ	検査中
	コンクリート舗装	溶接金網の施工状況	施工中	
		コンクリートの打設状況	施工中	
		目地の施工状況	施工中	
		厚さ検査の状況、厚さ	検査中	
	カラー舗装	施工状況	施工中	
		試験状況	試験中	
	透水性アスファルト舗装	施工状況	施工中	
試験状況		試験中		
ブロック系舗装	施工状況	施工中		
	試験状況	試験中		
砂利敷き	厚さ	施工中		

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(建築工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
植栽及び屋上緑化工事	材料	樹木(養生の状態)	搬入時
		客土(土質の分かるもの)	搬入時
	工法	客土の厚さ	施工中
		植樹の施工状況(植穴、支柱)	施工中
		芝張り及び吹付けは種の施工状況	施工中
	材料(屋上緑化工事)	屋上緑化システム各構成層の材料	搬入時
屋上緑化システム各構成層の施工状況		施工中	
一般共通事項(改修工事)	改修前の状況	改修前の状況	着工前
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中
	その他は、「一般共通事項」による。		
仮設工事	既存部分	養生	養生中
	その他は仮設工事による		
防水改修工事	既存防水層	撤去及び下地の補修状況	施工中
	工法(防水)	施工状況	施工中
	シーリング材の試験	接着性試験状況	試験中
	工法(シーリング改修)	各種工法施工状況、可使用期間の分かる表示	施工中
	工法(とい改修)	施工状況	施工中
	工法(アルミニウム笠木改修)	施工状況	施工中
	その他は防水工事、屋根及びとい工事、金属工事による		
外壁改修工事	材料	注入材料(可使用期間の分かる表示)	搬入時
	工法(樹脂注入工法)	コア抜き取りによるひび割れ部分の注入状況の検査状況	検査中
	工法(充填工法)	充填材の仕上り状態及び硬化状態の検査状況	検査中
	工法(その他の注入工法)	注入材料の注入、固着状況検査	検査中
	工法(タイル張替工法)	打診、接着力試験状況	試験中
	工法(塗仕上げ外壁改修)	既存除去状況	施工中
	その他はコンクリート工事、左官工事、タイル工事、塗装工事による		
建具改修工事	工法(かぶせ工法)	既存枠、あと施工アンカー施工状況	施工中
	工法(撤去工法)	撤去、あと施工アンカー施工状況	施工中
	その他は、「建具工事」による		
内装改修工事	軽量鉄骨天井、下地軽量鉄骨壁下地	既存埋込みインサートの引抜き試験	試験中
	既存の壁、床、天井	撤去及び下地処理状況	施工中
	有害物質を含む材料処理	撤去及び下地処理状況	施工中
	その他はタイル工事、木工事、左官工事、内装工事、塗装工事による		
塗装改修工事	既存塗膜の処理	除去及び下地処理状況	施工中
	その他は、「塗装工事」による。		
耐震改修工事	材料	各種耐震改修工事材料	搬入時
	あと施工アンカー	施工確認試験の状況	試験中
	工法(グラウト工事)	圧入準備状況	試験中
	工法(柱補強工事)	鋼板等の組立て検査状況	検査中
	工法(免震改修工事)	施工状況	施工中、検査中
		仕上げ状況	試験中
	工法(制震改修工事)	施工状況	施工中、検査中
その他は鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事による			
環境配慮改修工事	材料	各種環境配慮工事材料	搬入時
	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中
		保管、集積状況	搬出前
		搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時
		廃棄状況(廃棄先)	廃棄時
		特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況
	特殊な建設副産物の処理	搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	施工中
		廃棄状況(廃棄先)	廃棄時
		その他は建設廃棄物の処理による	
	断熱アスファルト防水改修工事	施工状況	施工中
	外断熱改修工事	施工状況	施工中
	ガラス改修工事	施工状況	施工中
	断熱・防露改修工事	施工状況	施工中
屋上緑化改修工事	施工状況	施工中	
透水性アスファルト舗装改修工事	施工状況	施工中	
その他は防水工事、建具工事、内装工事、植栽、舗装工事及び屋上緑化工事による			

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(電気設備工事編)				
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期	
一般事項	着工前の状況	敷地、周辺の状況等	着工前	
	改修前の状況	改修前の状況	着工前	
	工事現場管理		工事関係表示標識等の掲示状況	掲示時
			養生(既存施設部分及び工事目的物の施工済部分)	施工中
	安全対策		実施状況(工事現場内、周辺の対策、第三者対策等)	施工中
			法令等に基づく措置状況	施工中
	環境対策		実施状況(騒音、振動、臭気対策等)	施工中
			法令等に基づく措置状況	施工中
	障害物		障害物の位置、形状、寸法等	発見時
			障害物の処理の状況	処理時
			障害物の処理後の状況	処理後
	発生材		分別状況(集積状況)	搬出前
			搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時
廃棄状況(廃棄場)			廃棄時	
仮設		機材置き場、足場等の状況	施工中	
		指定仮設の状況	施工中	
躯体穴開け等		鉄筋及び埋込配管の探査の状況	施工時	
		はつり及び穴開け作業の状況	施工時	
撤去工事	機器、盤類、配線等	撤去対象の機器、盤類、配線等の状況	施工前	
		配線等の切断及び撤去の状況	施工中	
		機器及び盤類の解体の状況	施工中	
		機器及び盤類の搬出の状況	搬出時	
機器等の改造	機器及び盤類	改修前の状況	施工前	
		改修の状況	施工中	
		改修後の状況	施工後	
機器等の取外し	機器及び盤類	取外し前の状況	施工前	
		取外し機器の整備状況	施工中	
		取外し機器の保管状況	施工中	
スリーブ、インサート工事	機材	材質、外形、寸法、水切りつば等	施工前	
	施工	取付状況(位置、間隔、鉄筋補強及び貫通部の処理)	施工中	
接地工事	機材	接地材料の種類、材質、寸法等	搬入時	
	施工	接地種の埋設状況	施工中	
		接地線の建物構造体への接続状況	施工中	
塗装工事	機材	塗料等の仕様、規格、表示マーク等	施工前	
	施工	塗装の作業状況(塗装過程)	施工中	
配管工事	機材	電線保護物類(付属品共)の種類、規格、マーク等	搬入時	
	施工	コンクリート埋設配管のふ設、盤等への立上げの状況	施工中	
		隠ぺい配管(二重天井内等)のふ設状況	施工中	
		軽量間仕切壁内配管のふ設状況	施工中	
		ボックス等の取付状況	施工中	
		金属ダクト及び金属トラフのふ設状況	施工中	
		金属線びのふ設状況	施工中	
		ケーブルラックのふ設状況	施工中	
		建物引込配管の止水処理状況	施工中	
		防火区画貫通部の処理状況	施工中	
		電線、ケーブル等の種類、規格、表示マーク等	搬入時	
接続材及び端末処理材の種類、規格、表示マーク等	搬入時			
配線工事	施工(共通)	配線の接続及び絶縁処理の状況	施工中	
		耐熱配線及び耐火配線の接続状況	施工中	
		機器等への配線の接続状況	施工中	
		ボックス内配線の収容状況	施工中	
		高圧ケーブル等の端末処理の作業状況	施工中	
		UTPケーブルのふ設及び成端の状況	施工中	
		光ファイバーケーブルのふ設及び接続の状況	施工中	
		平形保護層配線のふ設状況	施工中	
		ライティングダクトのふ設状況	施工中	
		金属ダクト内配線のふ設状況	施工中	
		バスダクトのふ設状況	施工中	
		隠ぺい配線(二重天井内)のふ設状況	施工中	
		配線ビッド内配線のふ設状況	施工中	
		ケーブルラック上の配線のふ設状況	施工中	
		二重床内配線のふ設状況	施工中	
		防火区画貫通部の処理状況	施工中	

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(電気設備工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
配線工事	施工(電熱設備)	電熱線等のふ設状況 電熱線等の接続及び絶縁処理の状況	施工中 施工中
	施工(駐車場管制設備)	ループコイルのふ設状況	施工中
搬入・据付け工事	機材	主要機器、盤類等の種類、仕様、銘板、規格等	搬入時
	施工(共通)	主要機器、盤類等の搬入据付けの状況	搬入時
		主要機器、盤類等のアンカーボルト等の取付状況	施工中
		RC壁取付の埋込形盤の型枠、鉄筋補強等の状況	施工中
	施工(電力設備)	軽量間仕切壁取付の埋込形盤の取付状況	施工中
		照明器具等の取付状況	施工中
		配線器具等の取付状況	施工中
		分電盤、制御盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
		受雷部(突針、棟上導体等)の取付状況	施工中
		引下げ導線及び建物構造体への接続状況	施工中
	施工(受変電設備)	配電盤等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工(電力貯蔵設備)	直流電源装置、UPS等の固定及び配線接続の状況	施工中
	施工(発電設備)	発電装置の設置状況	施工中
		発電装置の配管(排気、給油等)の施工状況及び配線接続の状況	施工中
		貯油槽(燃料小出槽)の設置状況の状況	施工中
		太陽光発電装置、風力発電装置等の設置及び配線接続の状況	施工中
	施工(通信・情報設備)	端子盤、機器収納ラック等の固定及び配線接続の状況	施工中
		電話交換機等の固定及び配線接続の状況	施工中
		情報表示装置、映像・音響装置等の固定及び配線接続の状況	施工中
		モニター架、監視カメラ等の固定及び配線接続の状況	施工中
増幅器架、スピーカー等の固定及び配線接続の状況		施工中	
TVアンテナ、ヘッドエンド装置等の固定及び配線接続の状況		施工中	
TVアンテナ取付予定位置での電界強度測定状況		施工中	
駐車場管制装置の固定及び配線接続の状況		施工中	
防犯・入退室管理装置の固定及び配線接続の状況		施工中	
受信機、感知器等の固定及び配線接続の状況		施工中	
施工(中央監視制御設備)	中央監視制御装置の固定及び配線接続の状況	施工中	
施工(医療関係設備)	ナースコール装置の固定及び配線接続の状況	施工中	
基礎工事	施工	根切りの寸法、床付け、山止め等の状況	施工中
		型枠の形状、寸法、配筋の状況等	施工中
外構工事	機材	外構工事機材の種類、規格、寸法等	搬入時
	施工	地中管路の掘削及びふ設の状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の掘削の状況	施工中
		ハンドホール、マンホール等の型枠の形状、寸法、配筋の状況等	施工中
		電柱等の掘削及び建柱の状況	施工中
		電柱支線等の取付状況	施工中
		外灯等の取付状況	施工中
		屋外油配管(発電機用)等のふ設状況	施工中
		貯油槽(地下タンク)の設置状況	施工中
総合調整	機材	測定器等の試験用機材(仕様、規格、銘板、合格認定書等)	試験前
	試験	接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、照度測定等の状況	試験中
		光ファイバーケーブルの伝送損失測定状況	試験中
		UTPケーブルの伝送品質測定状況	試験中
		受変電設備等の耐圧試験、継電器試験、動作試験等の状況	試験中
		直流電源装置、UPS等の動作試験の状況	試験中
		発電設備の負荷試験、油配管等の圧力試験の状況	試験中
		通信・情報設備の機能試験等の状況	試験中
		中央監視制御設備の機能試験等の状況	試験中
		ナースコール装置の機能試験等の状況	試験中
その他	完成時写真	電気室、機械室等(機器配置及び配線の状況)	完成後
		事務室及び上級室(室内設備の状況)	完成後

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別添)

撮影対象表(機械設備工事編)				
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期	
一般事項	着工前の状況	敷地、周辺の状況等	着工前	
	改修前の状況	改修前の状況	着工前	
	工事現場管理	工事関係表示標識等の掲示状況		掲示時
		養生(既存施設部分及び工事目的物の施工済部分)		施工中
	安全対策	実施状況(工事現場内、周辺の対策、第三者対策等)		施工中
		法令等に基づく措置状況		施工中
	環境対策	実施状況(騒音、振動、臭気対策等)		施工中
		法令等に基づく措置状況		施工中
	障害物	障害物の位置、形状、寸法等		発見時
		障害物の処理の状況		処理時
障害物の処理後の状況			処理後	
発生材	分別状況(集積状況)		搬出前	
	搬出状況(搬出業者名が分かるもの)		搬出時	
	廃棄状況(廃棄場)		廃棄時	
仮設	機材置き場、足場等の状況		施工中	
	指定仮設の状況		施工中	
躯体穴開け等	鉄筋埋込配管等の探査の状況		施工時	
	はつり及び穴開け作業の状況		施工時	
撤去工事等	機器類、配管、ダクト等	撤去機器類、配管、ダクト等の状況	撤去前	
		機器類の解体、分別、搬出等の状況	施工中	
		機材の取外し及び再使用の状況	施工中	
		配管及びダクトの切断、撤去、分別、搬出等の状況	施工中	
スリーブ・インサート工事	機材	形状、寸法、塗装状況(つば付き鋼管)等	搬入時	
	施工	取付状況、取付位置、貫通部処理状況等	施工中	
配管工事	機材(配管・管継手付属品・計器その他)	規格(表示マーク、種別、口径等)、保管状況等	搬入時	
		施工	工具(規格等)	施工前
		各種接合法(施工状況、品質管理状況等)	施工時	
		溶接(施工状況、品質管理状況等)	施工時	
		勾配確保(確認状況)	施工時	
		支持及び固定(方法、間隔確認状況、伸縮等)	施工時	
		防火区画貫通部の処理状況	施工時	
		隠ぺい(壁埋設、天井内、暗渠内等)配管状況	施工時	
		機器回りの配管状況	施工時	
	壁及び床貫通部の処理状況	施工時		
試験	水圧試験、満水試験、通水試験、気密試験、絶縁試験、動作試験、空気圧試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時		
管内の洗浄	フラッシングの状況	洗浄中		
ダクト工事	機材(ダクト、ダンパー、制気口類)	規格、評定マーク、形状(板厚、接合用部材、補強、シール状況等)、保管状況等	搬入時	
	施工	ダクト加工(寸法、補強、変形、フランジ、板厚等)	加工後	
		接続工事(接続作業、品質管理状況等)	施工中	
		支持及び固定(方法、間隔確認状況等)	取付後	
		防火区画貫通処理状況	施工中	
	ダンパー、制気口類(取付位置、取付状況等)	施工中		
保温・塗装工事	機材	保温材及び塗料(規格、表示マーク、保管状況等)	搬入時	
	施工(保温)	配管、ダクト、機器、消音内張り等(作業状況、品質管理状況等)	施工中	
	施工(塗装)	配管、ダクト、機器及び鋼材(作業状況、養生、作業環境、品質管理状況等)	施工中	
機器基礎工事	機材(コンクリート工事)	コンクリートの品質(スランプ高さ等)、鉄筋サイズ等	搬入時	
	施工(コンクリート工事)	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時	
	機材(鋼材工事)	鋼材(形状、寸法、規格等)	施工前	
	施工(鋼材工事)	施工状況、品質管理状況等	施工中	
搬入・据付工事	機材(空調)	規格、銘板、保管状況等	搬入時	
		施工(空調)	機器搬入状況	搬入時
		機器据付(作業状況、水平確認、防振・耐震措置状況等)	施工時	
		機器据付(周囲空間、本体、銘板、養生等)	据付後	
	機材(衛生)	規格、銘板、保管状況等	搬入時	
		取付状況(耐火カバー他)、配管接続状況、養生等	施工時	
		タンク類の清掃及び消毒	施工時	
	消火設備における機器、配管等の法定基準等の確認	施工時		
その他は、「搬入・据付工事 施工(空調)」による。				

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(機械設備工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
搬入・据付工事	試験(空調・衛生)	機器(点火、耐圧、能力、騒音等)	試験前
		タンク類の試験(内部防錆被膜試験、満水試験、水圧試験等)の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
屋外・土工事	施工(土工事)	土止め状況、掘削溝形状、埋設深等寸法、埋設土、埋設表示用テープ、地中埋設標等	施工時
	機材(地業工事)	砂利等のサイズ、施工用機材等	搬入時
	施工(地業工事)	砂利地業厚さ、締め固め作業状況、捨てコン寸法等	施工時
	機材(コンクリート工事)	コンクリートの品質(スランプ高さ等)、鉄筋サイズ等	搬入時
	施工(コンクリート工事)	配筋状況、現場練り作業、打設状況、養生等	施工時
自動制御設備工事	機材	自動制御設備及び中央監視制御装置(形状、寸法確認、銘板、付属品、養生、保管状況等)	搬入時
	施工	配線状況(接合状況、露出部分保護、埋設配線等)	施工時
		機器類(取付位置、水平垂直勾配、耐震措置等)	施工時
	試験	試験用機器(規格、銘板等) 動作試験、絶縁抵抗試験等の状況	試験前 試験開始時 試験中 試験終了時
ガス設備工事	機材(配管・管継手付属品・計器その他)	規格(表示マーク、種別、口径等)、保管状況等 機器類(規格、銘板、合格認定証等)	搬入時 搬入時
	施工(配管)	施工状況(吊り部、支持部、建物導入部、火気に対する防護措置、埋設深さ、埋設表示用テープ、地中埋設標、防食措置等)	施工中
	施工(機器等)	取付位置、固定方法、据付状況等	施工中
	試験	試験用機器(規格、銘板、合格認定証等)	試験前
		気密試験、点火試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
さく井設備工事	機材	機器類(形状、規格、銘板、保管状況等)	搬入時
	施工	事前調査(現場状況、地表電気探査状況等)	施工前
		掘削(施工状況、水止め方法、泥水処理の状況等)	施工中
		電気検層(実施状況)	掘削終了後
		砂利充てん(使用砂利、遮水措置等)	施工中
		仕上げ(井水洗浄、スワビング、安定状態等)	施工中
	試験	試験用機器(規格、銘板等) 揚水試験(予備揚水試験、段階揚水試験、連続揚水試験、水位回復試験等)の状況	試験前 試験開始時 試験中 試験終了時
水質試験の状況、水の採取状況等		試験開始時 試験中 試験終了時	
浄化槽設備工事	機材(ユニット形)	形状、規格、能力形式、認定証、銘板等	搬入時
	施工(ユニット形)	土工事及び基礎工事(「屋外・土工事」による) 設置作業状況(設置、水平確認、水締め、埋戻し等)	施工中 施工中
	試験	水張試験、満水試験、水圧試験、通水試験、空気圧試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		各機器単独動作試験の状況 通水試験及び総合運転試験の状況	試験開始時 試験中 試験終了時 試験開始時 試験中 試験終了時
昇降機設備工事	機材(エレベーター) (駆動装置等、かご、乗場、昇降路内機器、安全装置)	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	施工(エレベーター)	耐震措置状況(固定状況、昇降路内突出物に対する保護装置等)	施工中
		取付位置(地震感知器、乗場ボタン、操作盤、安全装置等)	施工中
		防火区画処理(三方枠等)	施工中
		その他(機械室内部各部寸法、空調、フック等)	施工後
	機材(エスカレーター) (構造体、駆動装置、踏段、欄干、乗降口)	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	試験	取付状況(受梁、吊り元、踏段等)	施工中
		試験用機器(規格、銘板等)	試験前
		受電盤、主回路、制御器、配線、配管等の試験状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		負荷試験、調速機の作動試験	試験開始時 試験中 試験終了時
頂部隙間、緩衝器との距離、ビット深さ等の検査状況		検査中	

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別 添)

撮影対象表(機械設備工事編)			
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期
機械式駐車設備工事	機材(駆動装置、構造体、搬器、運転操作盤、制御盤、安全装置)	形状、寸法、規格、銘板、外観検査、保管状況等	搬入時
	施工	耐震措置の状況	施工中
	試験	絶縁抵抗試験、性能試験試験等の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
医療ガス設備工事	機材(配管・管継手付属品・計器その他)	規格(表示マーク、種別、口径等)、保管状況等	搬入時
	施工(配管)	施工状況(吊り部、支持部、配管の識別等)	施工中
		各種接合法(施工状況、品質管理状況等)	施工中
		溶接(施工状況、品質管理状況等)	施工中
	施工(機器等)	取付位置及び固定方法	施工中
	試験	試験用機器(規格、銘板等)	試験前
系統試験、気密試験、配管内洗浄度試験、作動試験、性能試験等の状況		試験開始時 試験中 試験終了時	
その他は、「搬入・据付工事 施工(空調)」による。			
総合調整	機材	試験用機器(規格、銘板等)	試験前
	試験	機器試験(着火試験等)の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		配管試験(放水試験、圧力試験、水質試験等)の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
		総合試験(風量試験、騒音試験、水量試験、温度試験、湿度試験、振動試験等)の状況	試験開始時 試験中 試験終了時
その他	完成時写真	機械室(機器及び配管の状況、主配管設備の状況等)	完成後
		便所及び洗面所(衛生器具の設置状況等)	完成後
		上級室(室内設備の状況等)	完成後
		事務室等(FCU、吹出口の設置状況等)	完成後
		屋上(機器及び配管設置の状況等)	完成後

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

営繕工事写真撮影要領 令和5年改定
(別添)

撮影対象表(撤去・解体工事編)				
工事種目又は分類	撮影項目	撮影対象	撮影時期	
一般共通事項(解体工事)	解体前の状況	解体前の状況(敷地、周辺施設、解体施設)、地中埋設物の状況	着工前	
	施工数量調査	施工数量調査の状況	調査中	
	法令等に基づく測定等(必要な場合)	測定機器		設置時
		測定等の状況		測定中
	その他は一般共通事項による			
仮設工事	騒音等の養生その他	養生、散水、仮囲い等	施工中	
	山留め、地盤改良等	材料	搬入時	
		設置状況	施工中	
		部材等の寸法	完了時	
		撤去状況	撤去後	
その他は仮設工事による				
解体施工	事前措置	解体重機(低騒音対応等)マーク	施工中	
	建築設備(※)	撤去状況	施工中	
		分別状況	施工中	
	内装材	解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
	外装材	解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
	屋根葺材等	解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
	躯体	上部解体状況	施工中	
		地下解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
		埋戻し状況	施工中	
	基礎及び杭	基礎解体状況	施工中	
		杭解体状況	施工中	
		存置物の確認状況	施工中	
		分別状況	施工中	
		基礎解体後の埋戻し状況	施工中	
	構内舗装等	杭撤去後の埋戻し状況	施工中	
		解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
		存置物の確認状況	施工中	
	地下埋設物及び埋設配管	埋戻し状況	施工中	
		解体状況	施工中	
		分別状況	施工中	
		存置物の確認状況	施工中	
	解体後の整地	埋戻し状況	施工中	
		地ならし、埋戻し及び盛り土状況(段階的な埋戻しが分かるもの)	施工中	
		地ならし、埋戻し及び盛り土状況	完了後	
	建設廃棄物	建設廃棄物の処理	分別状況	搬出前
			搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時
			廃棄状況(廃棄先)	廃棄時
	その他は建設廃棄物の処理による			
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物の処理	保管、集積状況	搬出前	
		搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時	
		廃棄状況(廃棄先)	廃棄時	
		その他は建設廃棄物の処理による		
アスベスト含有建材	アスベスト含有建材の除去及び処理	除去	施工中	
		保管、集積状況	搬出前	
		搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	搬出時	
		廃棄状況(廃棄先)	廃棄時	
その他は特別管理産業廃棄物の処理による				
特殊な建設副産物	特殊な建設副産物の処理	保管、集積状況	搬出前	
		搬出状況(搬出業者名が分かるもの)	施工中	
		廃棄状況(廃棄先)	廃棄時	
その他は建設廃棄物の処理による				

(※) 建築設備撤去状況については、撮影対象表(電気設備工事編)撤去工事及び同(機械設備工事編)撤去工事等による。